平成30年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月7日(水)から23日(金)まで17日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会	議	名	開議時刻	摘	要
3月7日	水	本	会	議	13時	開会・調	養案上程
8日	木						
9 日	金						
10日	土						
11日	日						
12日	月	本	会	議	13時	一般	質問
13日	火	本	会	議	13時	一般	質問
14日	水	本	会	議	13時	議案	質疑
15日	木	民生	産業委	員会	9時	付託事	件審查
16日	金	民生	産業委	員会	13時	什 北東	件審査
1 0 д	<u>TF.</u>	総務	文教委	員会	1 9 44	们配爭	什番宜
17日	土						
18日	日						
19日	月	総務	文教委	員会	9時	付託事	件審查
20日	火	予算	特別委	員会	9時	付託事	件審查
21日	水						
22日	木	予	備	日			
2 3 日	金	本	会	議	13時	審査報行	告・閉会

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録(第1号)											
		平成30年 3月 7日									
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂									
		開会	第 開 記	義		議	長				
開閉会日時	4	区成30年 3月	7日 4	午後 1 目	時00分	星	正彦				
及び宣告		閉 名	禁 開 請	義		議	長				
	<u> </u>	成30年 3月	7日 4	午後 1日	時59分	星	正彦				
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	名	出欠 の別				
	1	熊 井 照 明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢				
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須 山 自	自紀生	出矢				
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出矢				
	4	宇田川 亮	出矢								
出席 13人	5	竹内利一	出矢								
欠席 0人	6	田 中 二三輝	出矢								
欠員 0人	7	星 正彦	出矢								
	8	鯵 坂 省 治	出矢								
	9	栗田幸則	出矢								
	1 0	久保田 正 之	出矢								
会議録署名議 員	1 1	岡崎邦	博	1 2	須(山 由;	紀生				

職 務 出 席	議会事務 局 長	渡	辺	智	文	出	矢	議会局		長	浦		良	出	矢
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出	矢
	副町長	冏	部		哲	出	矢	建設	課長	白	石	秀	美	出	矢
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	政策課	推進 長	三	戸	公	則	出	矢
	総務課長	藤	原	光	徳	出	矢	地域課	振興 長	立	石	_	夫	出	矢
地方自治法	福祉人権課 長	石	井	通	稔	出	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出	矢
第121条	税務住民 課 長	久保	:田	隆	_	出	矢	教育	課長	筒	井	英	和	出	矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢	保険課		松	永	憲	昌	出	矢
出席者の															
職氏名															
議事	日程					別	紙	の	と	お	ŋ				
付 議	事件					別	紙	0	ك	お	ŋ				
会議	経 過					別	紙	<i>O</i>	٢	お	り				

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

F-F-		\rightarrow
	п.	— -
_		$\overline{}$

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)
- 日程第17 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第18 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第31 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更

平成30年3月7日(第1日) 開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第2回鞍手町議会定例会を開会します。 町長より行政報告の申し出があっていますので、これを許可します。 町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手町総合福祉センター福祉棟の利活用について、行政報告をいたします。

鞍手町総合福祉センター福祉棟につきましては、平成29年12月定例会において、「鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を可決いただき、 平成29年度末をもって廃止することとなったことから、平成30年度以降の借受者を選定するため、公募型プロポーザルを実施いたしました。

当該プロポーザルには、町内外から2事業者が応募され、選定にあたっては、副町長を 審査委員長とする審査委員会により、厳正なる審査を行いました。

その結果、スカイコミュニケーションズ株式会社を代表とする共同企業体を個別交渉順位の第一位とし、交渉を重ねた結果、2月26日、本契約を前提とした「鞍手町総合福祉センター福祉棟賃貸借に関する覚書」を締結いたしました。

当該共同企業体は、分散型台帳ネットワーク、いわゆる"ブロックチェーン"に特化した技術者の育成や業務の受注、起業支援など柱とする「くらてブロックチェーンビレッジプロジェクト」を提案しており、近日中に新会社「くらてブロックチェーンビレッジ株式会社」を設立するなど、事業開始に向けて鋭意準備を進めております。

また、この新会社には、スカイコミュニケーションズ株式会社のほか、現在、国内外で ブロックチェーン技術を活用した事業等を展開しているバコオアー株式会社など計3社が 資本参加されています。

以上、鞍手町総合福祉センター福祉棟にかかる利活用について、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております統一的な基準による財務書類等の報告書、鞍手町立 保育所統合に関わる基本構想及び専決処分の報告。

鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第73工区)(第74工区) (第75工区)請負契約の変更と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書 をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所 管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、11番議員 岡崎 邦博君及び12番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月23日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。 町長。

〇町長 徳島 眞次君

平成30年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案 理由の説明に先立ちまして、平成30年度の町政運営に関する私の基本的な考えと主要施 策の概要について申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、7月に福岡県と大分県を中心とする九州北部豪雨が発生いたしました。幸いにも本町には、大きな災害の発生はありませんでしたが、いつ起こるかわからない自然災害に対し、今後も危機管理体制の充実・強化に努め、災害に強い安全安心なまちづくりに向けて引き続き取り組んでまいります。

本町におきましては、依然として厳しい財政状況や日本全体が抱える人口減少問題につきましても大きな課題となっております。しかし、本町はこのピンチをチャンスと捉えて、人口減少に歯止めをかけるための鞍手町にしかできない、鞍手町らしさを前面に押し出し、住民に選ばれる自治体となるべく、「鞍手町に住んでよかった。これからも住み続けたい。」と実感できるまちづくりに邁進し、教育を柱とする子育て環境の充実をはじめ、福祉にやさしいまちづくり、新たな観光資源や町の魅力の発信により地域を活性化する施策を進めていかなければならないと考えております。

そこで、平成30年度の主要な施策の具体的な内容でありますが、はじめに、庁舎等建設についてであります。

庁舎等建設につきましては、行政内部に設置する「鞍手町庁舎等建設推進本部」においてボトムアップによる検討を重ねた上で、町の附属機関である「鞍手町庁舎等建設検討委員会」において、建設地、規模機能及び基本計画(案)についてのご審議をいただき、昨年12月22日の最終答申を経て「鞍手町庁舎等建設基本計画」を策定いたしました。

今後は、この基本計画に基づき設計・施工という実行段階へと入ってまいりますが、主な財源として計画しております過疎対策事業債及び市町村役場機能緊急保全事業債の適用期限である平成32年度末の完成を目指して進めていく必要があり、平成30年度におきましては、基本設計業務のほか、平成31年度からの造成工事着工に向けて、墓所の移転

改葬、石炭資料展示場の移転整備及び文化財調査等の建設地の条件整備を進めてまいります。

次に、地方独立行政法人くらて病院の移転・建替えについてであります。

くらて病院の移転・建替えを進めるうえで一番の課題となっております医師の確保につきましては、河野公俊理事長におきまして理事長就任以降、多大なるご尽力をいただき医師確保に努めていただいているところであります。

また、今後4年間の病院運営のあり方を示す第2期 中期計画の見直し案につきましても本議会に提案させていただいております。

くらて病院の移転・建替えにつきましては、法令で与えられた権限の範囲において、くらて病院と連携を図りながら、残された時間の中で移転・建替えが実現できるよう全力で進めて参ります。

次に、総合福祉センター福祉棟の利活用についてであります。

総合福祉センター福祉棟の利活用につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、 分散型台帳ネットワーク、いわゆる"ブロックチェーン"に特化した技術者の育成や業務 の受注、起業支援などを柱とする「くらてブロックチェーンビレッジプロジェクト」を提 案した共同企業体と賃貸借契約を取り交わすことといたしました。

取引の革命ともいわれるブロックチェーン技術は、今、国内外で大きな注目を集めてお り、金融のみならず、不動産や医療など幅広い分野での活用が期待され、経済産業省は、 その市場規模が67兆円にも及ぶと試算しております。

当該共同企業体は、すでに海外に拠点を置きブロックチェーンに特化した技術開発に実績と信頼のある企業が中心となり新会社を設立します。本町としましても、様々な分野での応用が期待されているこの技術を町の課題解決に生かすため、新会社と協働して実証実験を行うなど、最先端の技術を軸とした新しい地方創生モデルの町となることを目指してまいります。

次に、鞍手インターチェンジ周辺の開発についてであります。

鞍手インターチェンジ周辺の用地約20万平方メートルの開発につきましては、事業主体であります鞍手開発合同会社が、第1次開発として約12万1,000平方メートルの用地について、開発行為、農地転用及び林地開発にかかる許可申請書を福岡県に提出しており、現在、審査中であります。許可後には、造成工事等が開始される予定ですが、約1万5,700平方メートルの町有地につきましては、進出企業が決まり次第、財産の処分について、議会にお諮りすることとしております。

次に、準用河川六田川の治水対策についてであります。

六田川の治水対策につきましては、検討委員会において調整池の設置により流量の調整 を図る方法と河道拡幅により流下能力を高める方法とを合わせた対策が最も総合評価の高 い案として答申をいただいております。

よって、この対策の実現に向け準備を進めており、平成30年度は、調整池の設置に必

要な用地の取得のため地権者への計画内容の説明と交渉を進めるとともに、河道拡幅工事の実施に必要となる図面等を作成するための測量を実施することとしております。

次に、空家対策についてであります。

全国的な課題となっております空家対策につきましては、平成29年度国土交通省の補助事業で行いました先駆的空き家対策モデル事業に取り組み、空家所有者へのアンケート調査の結果を参考に鞍手町空家バンクのパンフレットや空家流通促進事業マッチングサポートマニュアルを策定しております。平成30年度は、これらの成果を具現化するために関連予算を計上しております。

次に、小規模企業等の振興についてであります。

国において小規模企業振興基本法が制定されたことにより、小規模企業の振興に関する 施策を地方自治体が策定、実施する責務が明記されました。本町としましても、町内の商 工事業者の約88パーセントを占める小規模企業者の振興に資するため、「鞍手町小規模企 業等振興審議会」を設置し、理念や基本方針等を定めた条例の制定に向け、協議を進めて まいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険では、第5次鞍手町総合計画の基本施策として掲げております健康寿命を延ばして、健康で生き生きとした生活が送れるように行っている特定健診やがん検診、健康づくり教室への参加、促進を図るためインセンティブ事業を平成30年4月より実施し、国民健康保険被保険者に健康に対する意識づけを行うこととしております。

次に、食の自立支援事業についてであります。

現在、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等において、調理が困難な高齢者等に、 自立支援及び栄養改善の観点から毎週火・木曜日の2回の夕食を提供し、併せて安否確認 も行っているところであります。

介護が必要な高齢者を含め、何らかの支援を必要とする高齢者等に対しては、自立した 生活を支援するための保健福祉サービスを提供していく必要性が高まっていくものと考え ております。このことから、平成30年度より最大週7回、夕食の配食サービスを受ける ことができることとし、さらに高齢者等の自立を支援し、安否確認の強化につなげ、保健 福祉の向上を図ってまいります。

次に、保育所統合についてであります。

第5次鞍手町総合計画では、待機児童が生じることのないよう公立保育所を統合したうえで、公立1所、私立2園の町内3園体制での保育を実施し、公私が連携しながら、それぞれの特徴を活かしたサービスの拡充を図ることとしております。

町立保育所の統合につきましては、行政内部に設置する「鞍手町立保育所統合に係る基本構想検討委員会」による検討を踏まえ、子ども・子育て施策の審議機関である「鞍手町子ども・子育て会議」へ鞍手町立保育所統合に係る基本構想(案)を諮問し、答申をいただいたところであります。

本基本構想では平成32年度から公立1所、私立2園の町内3園体制を構築することとしており、平成30年度は、利用者への周知など統合への準備を着実に進めてまいります。 次に、私立保育所整備事業についてであります。

先に述べました町立保育所の統合は、町全体で必要な保育ニーズを確保した上で実施していく必要があり、私立2園については認可定員の増加を予定しております。

そのため、平成30年度に鞍手のぞみ保育園の認可定員を10人増とし、平成31年度には、鞍手あゆみ保育園を30人増とする計画でありますが、鞍手あゆみ保育園は、園舎拡張が伴いますので、平成30年度は施設整備に対する補助金を計上しております。

次に、小学校施設整備事業についてであります。

これは、老朽化した校舎の屋上防水工事を行うものであります。具体的には古月・新延・ 室木小学校の校舎屋上防水シートが経年劣化により破損し雨漏りをしており、授業等に支 障をきたしておりますので教育環境を整備するために防水工事を計画しております。

次に、英語教育支援事業についてであります。

これは、GTEC (ジーテック) と言われております、「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」の4技能を測るテストを行い、生徒一人ひとりの力を把握し、その結果に基づき生徒の苦手な技能を分析し、先生へ指導の方法等の研修を行う事業であります。平成29年度は中学2・3年生を対象に実施してまいりました。その結果、事業の効果があると判断いたしましたので平成30年度は、中学1年生まで拡大し実施することにしております。

次に学校給食共同調理場の一部民間委託についてであります。

このことにつきましては、平成29年9月定例会におきまして、行政報告を行いました とおり学校給食業務のうち「調理業務と配送業務」を平成30年度から民間委託を導入す ることとなりました。

民間委託の実施にあたってはPTA代表を始めとする給食業務に関係する8名による選定委員会を設置し応募のあった4業者から選定を行いました。その結果、近隣市町でも実績のあるハーベストネクスト株式会社福岡支店に決定いたしました。

現在、平成30年度からの委託に向け業務負担区分の確認や現場研修が行われております。なお、現職の調理員、運転手の委託業者への採用も決定しております。

次に豊翔館のあり方についてであります。

豊翔館のあり方については、これまで平成19年及び平成24年に協議・検討を行い、 存続という結果となっておりました。

しかし、現在、豊翔館を取巻く状況は大きく変化しており平成29年度に再度検討委員会を設置して協議を行いました。

その結果、生徒は年々減少傾向にあり平成19年度の約半数、昭和50年代の約4分の 1にまで減少しております。

更に、財政面から見た場合、生徒数の減少に起因する普通交付税の減少、施設の老朽化による改修費用の増大等も見込まれ、現在、すでに町財政を大きく逼迫している状況であ

り町立で運営していくことは難しく、廃校もやむを得ないとの結論に至りました。

ただし、現在、豊翔館の先生方が生徒確保のために尽力されているため、平成30年度に多数の入学者の確保ができ、財政負担の軽減が図れるのであれば存続の余地があることが付言されております。

よって、平成30年度の入学者数を見て存続の是非について結論を出すことにしております。

次に、文化体育総合施設整備事業についてであります。

これは、体育施設のLED化を行う事業であります。体育施設の大型照明は使用時間が長く消費電力が大きいのでLED照明に取り換えることで消費電力の削減やCO2の削減を図ることができると考えております。

また、水銀を使った製品の製造や輸出入が2020年までに原則禁止されることもあり 体育館・町民グラウンド・テニス場・弓道場の水銀灯をLED化する計画をしております。 次に、上下水道事業についてであります。

上下水道は、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、少子高齢社会を迎え、人口減少に伴う水需要の減少による事業経営の悪化、施設の老朽化や深刻化する技術者不足などの問題に対し、基盤の強化を図らなければなりません。

そのため、上水道事業は、安全で安心して飲める水道水の安定供給を目標とし、下水道 事業は、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目標とした整備を進めてまいりま す。

今後の上下水道事業につきましては、経費節減の取り組みや、将来的に持続可能で効率的な運営管理に向けた、「広域化・共同化計画」等も視野に入れながらライフラインの確保に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げましたが、 取り組みに当たりましては、これまで同様、職員一丸となって頑張ってまいりますので、 議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたし ます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に、日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められております。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 お諮りします。 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案どおり決定し、 通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件を一括して議題とします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選 任であります。

現鞍手町固定資産評価審査委員であります、土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏の任期が平成3 0年3月15日で満了することに伴い、再度両氏を選任いたしたく、議会の同意を得るも のであります。

任期は、平成30年3月16日から平成33年3月15日までの3年間であります。 なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照下さい。 以上が、日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の提案説明であります。 ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号及び議案第4号は、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご意義なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号は委員会付託を省略すること に決定しました。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

次に、議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの9件を一括して議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの9件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第5号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町小規模企業等振興審議会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第6号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会に農地利用の 最適化に向けた活動を推進することにより農地利用最適化交付金が交付され、この交付金 は農業委員の報酬の財源に限定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第7号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成29年8月8日付の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10 議案第8号は、鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第9号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、都道府県に国民健康保険運営協議会が設置され名称等が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第10号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 であります。

本条例改正は、地方税法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律及び持続可能な 医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本 条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第13 議案第11号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例であります。

本条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第12号は、鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第15 議案第13号は、地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第7 議案第5号から日程第15 議案第13号までの提案説明でありま

す。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの5件を一括して 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第14号は、専決処分いたしました平成29年度鞍手町一般会計補正 予算(第7号)の承認であります。

本補正予算は、ふるさと納税寄附金が昨年末に急増し、記念品に伴う報償費等の本年1 月分支払額に予算不足が生じたため、1月19日付で専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 1項6目 企画費のふる さと納税推進費で、8節 報償費の記念品料で400万円を、12節 役務費で郵便料及 びクレジット決済手数料併せて130万8千円を、25節 積立金でふるさと応援基金積 立金1,000万円を追加しております。

歳入では、17款 寄附金1項2目 指定寄附金で1,000万円を追加し、18款 繰入金2項1目財政調整基金繰入金で530万8千円を追加することで、歳入歳出予算を調製しております。

そしてこれらの要因により、歳入歳出それぞれ1,530万8千円を追加し、予算総額を、 歳入歳出それぞれ74億1,767万円として、1月19日付けで専決処分を行ったもので あります。

次に、日程第17 議案第15号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)であります。

本補正予算は、歳出においては、本年度末までに3名の依願退職の申出があったことから、2款 総務費において退職手当の追加を行うほか、3款 民生費において平成30年度から福岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体になることに伴い、国民健康保険事業特別会計の累積赤字を解消するための繰出金を追加しております。

また、その他補助事業の確定・実績見込みなどに伴う予算の増減等を行っております。

また、歳入においては、固定資産税等の増収が見込まれることにより1款 町税の追加 や町有地の売却に伴う16款 財産収入の追加などを行う一方で、各補助事業の確定・実 績見込みなどにより国・県支出金や町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行ってお ります。 そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ2,768万1千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億4,535万1千円としております。

次に、日程第18 議案第16号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第4号)であります。

本補正予算は、共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金などの補正要因を調整し、平成30年度の国保制度改正に向けて財政の健全化を図るため、累積赤字額を解消させる法定外繰入金を計上し、歳入欠かん補填収入を減額しており、歳入歳出それぞれ6,332万8千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ25億7,251万6千円としております。

次に、日程第19 議案第17号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)であります

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に 伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ89万7千円を減額し、 予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,206万3千円としております。

次に、日程第20 議案第18号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別 会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調製し、歳入歳出それぞれ2,631万9千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億3,967万6千円としております。

以上が、日程第16 議案第14号から日程第20 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第21 議案第19号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第21 議案第19号は、平成30年度鞍手町一般会計予算であります。

平成30年度は、町長就任2期目、2年目となる重要な年度であり、依然として厳しい 財政状況にある中にも、選択と集中を行いながら、私の目指す「魅力ある、住みたい町、 老若男女すべての人が笑顔で暮らせるまちづくり」のための予算編成を行っております。

まず、平成30年度一般会計予算の総額は、平成29年度と比較して、歳入歳出それぞれ5億4,942万4千円、率にして7.6%の増額となる77億6,915万5千円としております。

平成29年度当初予算から平成30年度当初予算において、大きく減額となった予算に

ついては、臨時給付金事業の終了や総合福祉センター福祉棟の廃止に伴う指定管理料、宮 若市外二町じん芥処理施設組合の起債償還の終了に伴う負担金、あるいは補助対象事業の 減少に伴う農政関係補助金などの予算が大きく減額となっております。

一方、増額となった予算は、新庁舎建設事業に本格的に着手することから関連事業費を 計上したことや障害福祉サービスの利用件数の増加に伴う扶助費の増額、私立保育所拡張 事業に伴う町負担金の計上あるいは体育施設の照明機器のLED化に伴う工事費を計上し たことなどが増額の要因で、減額予算より増額予算の方が大きく上回った形となりました。 それでは、歳出側から款ごとに主な予算を中心にご説明します。

1款 議会費では、平成29年度は議会公用車の購入費を計上していたことから増額予算となっておりましたが、平成30年度は通常予算に戻りますので、平成29年度と比較して595万9千円減額となる9,701万9千円となっております。

2款 総務費では、役場庁舎等の建替えに伴う基本設計など関連予算で1億4,064万7千円を計上するとともに、平成29年度に引き続き公共施設等整備基金への積立金 1億5,034万5千円を計上しております。

また、人口減少対策の一つとして若い夫婦世代等に対する賃貸住宅家賃補助金を平成2 9年度の60万円から480万円に増額計上しております。

さらに、平成29年度取り組みました先駆的空き家対策モデル事業に基づく空き家の流通促進事業の具現化を図るための予算79万1千円を計上しております。

その他、選挙費においては、平成31年4月に行われます県知事・県議会議員選挙の関連 予算418万5千円を計上しております。これらの要因により、2款総務費全体では、平 成29年度と比較しまして1億8,270万3千円増額となる12億2,738万3千円を 計上しております。

次に、3款 民生費では、社会福祉総務費において、平成29年度に社会福祉協議会職員の退職者があったことから、退職金を社会福祉協議会補助金に含んでいましたが、平成30年度は退職者がいないことから退職手当等の人件費が影響し、社会福祉総務費では2,272万8千円の減額となっております。また、総合福祉センター福祉棟の廃止に伴い、指定管理料が減額となり、総合福祉センター施設費で1,714万9千円の減額、さらに臨時福祉給付金給付事業の終了により臨時福祉給付金給付事業費で6,171万8千円の減額となっております。

一方、障害福祉サービス費において訪問系、通所系及び入所系サービスの利用者あるいは利用回数の増加により、平成29年度と比較しまして 7,562万8千円増額となる 4億8,025万3千円を計上したほか、私立あゆみ保育園の拡張事業に伴う町負担金4,119万7千円の増額などを計上しております。これらの要因により3款 民生費全体では、平成29年度と比較して7,366万5千円増額となる27億5,799万1千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、し尿処理費において経年劣化に伴う衛生センターの修繕料な

どで496万5千円を増額しております。

一方、くらて病院への運営費負担金が起債償還の終了に伴い1,238万3千円減額となったことや、廃棄物処理施設管理運営費において、平成29年度で宮若市外二町じん芥処理施設組合における起債償還が終了したことに伴い、運営費負担金が3,975万3千円減額となっております。

これらの要因により4款 衛生費全体では、平成29年度と比較して5,285万8千円減額となる8億2,776万8千円を計上しております。

次に5款 労働費については、平成29年度から計上しております若年者専修学校貸付費121万1千円を計上し、同額としております。

次に、6款 農林水産業費では、水田農業担い手機械導入支援事業や活力ある高収益型 園芸産地育成事業等の補助事業において、営農者等からの要望が少なかったことから6款 農林水産業費全体では、平成29年度と比較して7,733万8千円減額となる1億9,63 6万1千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工会補助金において、平成30年度が商工会青年部よる星空シアター開催年となっていることや地域振興券の発行額を平成29年度より1,000万円増額し、7,000万円としたことによるプレミアム部分の増額などを行っております。

これらの要因により、7款 商工費全体では、平成29年度と比較して319万円増額となる4,201万9千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成29年度橋梁維持費において、「石ヶ崎橋」及び「道中前橋」分の補修工事費等1,320万5千円や西川改修事業費における「たぶの木橋」道路嵩上げ工事に伴う町負担金733万4千円が減額となる一方で、住宅管理費において鞍手町営住宅等長寿命計画に基づき、泉水団地改良住宅の外壁塗装工事12棟及び屋上防水工事11棟に取り組むことから地域住宅交付金事業費に5,245万8千円計上しております。

これらの要因により、8款 土木費全体では、平成29年度と比較して2,308万3千円増額となる6億1,407万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において購入後13年を経過している救助工作車の更新に伴い直方鞍手広域消防事務組合への負担金で2,334万1千円増額となったほか、 非常備消防費では、平成30年7月に行われる福岡県消防操法大会へ鞍手町消防団が出場 することから、大会出場に伴う関連予算を計上しております。

これらの要因により、9款 消防費全体では、平成29年度と比較して3,299万3千円の増額となる3億2,984万1千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、教育総務費においては、平成29年度から中学2年生及び3年生を対象に導入している英語教育支援事業において、平成30年度からは中学1年生まで拡大するため事業費を増額計上するほか、小学校費においては、平成29年度に雨漏りの激しい剣南小学校と剣北小学校の2校の屋上防水工事を行いましたが、平成30年度は残る古月小学校、新延小学校及び室木小学校の屋上防水工事費で2,873万9千円を計

上しております。

社会教育費では、公民館費の公民館施設整備事業費にエレベーター改修工事費で1,556万4千円を計上したことや、文化財保護費に伊藤常足旧宅保存整備事業費に2,107万9千円を、さらに新庁舎建設に伴う石炭資料展示場移転事業費で4,041万7千円などを計上しております。

また、保健体育費の体育施設費では、町立体育館や町民グラウンドなどの体育施設の照明については、LED化とするための工事費5.043万円を計上しております。

さらに、学校給食総務費については、給食コンテナ運搬車2台の購入費1,387万8千円を計上しております。

これらの要因により、10款 教育費全体では、平成29年度と比較して1億5,820万円の増額となる7億783万円を計上しております。

次に、12款 公債費では、鞍手中学校整備に伴う過疎対策事業債の元金償還が本格的に始まることなどから、公債費全体では、平成29年度と比較して2億1,174万5千円の増額となる9億5,665万円を計上しております。

以上が、平成30年度の一般会計歳出予算の概要であります。

一方、これに対する歳入につきましては、国が示す平成30年度地方財政計画や財政見通しに基づき積算を行っておりますが、依然として地方財政は厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成になっております。

自主財源の主なものである 1款 町税は、平成29年度と比較して、個人住民税で149万5千円、法人住民税で2万3千円の減額となっていますが、固定資産税では町内企業における家屋や設備投資が増えたことなどにより3,133万7千円の増額と見込み、1款町税全体では3,161万円増額となる18億312万9千円を計上しております。

また、17款 寄附金におきましては、平成29年度のふるさと納税寄附金の決算見込みと更なる寄附額の増額を見込み1,000万円増額となる2,000万1千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである10款の地方交付税につきましては、平成30年度の国の地方交付税の総額が16兆85億円となり、平成29年度と比較し3,213億円、率にして2.0%減額となっておりますが、本町においては、鞍手中学校整備に係る過疎対策事業債等の元利償還が本格的に始まり、元利償還金に対する交付税算入分が基準財政需要額に算入されることから、平成30年度の地方交付税は、平成29年度と比較して1億8,000万円増となる23億3,000万円計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成30年度の地方債計画による市町村の臨時財政対策債の増減率は、マイナス1.5%となっていることから、平成29年度と比較して1,100万円減額となる2億3,400万円とする一方で、平成30年度事業として、社会体育施設の照明LED化や新庁舎建設に伴う石炭資料展示場移転事業などに伴い、過疎対

策事業債を1億9,370万円増額としたことから、町債全体では1億9,130万円増となるとなる6億7,680万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源6億2,719万1千円を、18款 繰入 金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第21 議案第19号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの8件を一括して 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第20号は、平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、国民健康保険制度の改正により、歳入から国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金と、歳出から後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金を廃止し、歳出に国民健康保険事業費納付金を新設し、関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億8,403万1千円としております。

次に、日程第23 議案第21号は、平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の増加と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者 医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,557 万7千円としております。

次に、日程第24 議案第22号は、平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額 を、歳入歳出それぞれ70万7千円としております。

次に、日程第25 議案第23号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別 会計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る 工事費を主なものとして、 予算総額を、歳入歳出それぞれ9億2,202万円としております。

次に、日程第26 議案第24号は、平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ9,096万9千円としております。

次に、日程第27 議案第25号は、平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理 経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ1,399万8千円としております。

次に、日程第28 議案第26号は、平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金 等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,619万3千円としております。

次に、日程第29 議案第27号は、平成30年度鞍手町水道事業会計予算であります。 本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億6,605万9千円に対し、水道事業費用 3億5,364万円で差引1,241万9千円の黒字予算を計上しております。

当年度純利益は、346万6,599円と予測しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入3,173万1千円に対し、資本的支出1億7,321万4千円で差引1億4,148万3千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第22 議案第20号から日程第29 議案第27号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の2件を一括して議題 とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第30 議案第28号は、地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更であります。 本定款の変更は、地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、本定款の一部を変更するものであります。

次に、日程第31 議案第29号は、地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更であります。

本計画の変更は、病院の建替え及び不足する医療機能の補完について追加するもので、

「第2 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第4予算、収支計画及び資金計画」、「第9その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」につきまして変更を行うものであります。

なお、変更内容は、評価委員会に意見を求めまして、適当であるとの意見をいただいて おります。

以上が、日程第30 議案第28号及び日程第31 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会13時59分

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録(第2号)											
		平成30年 3月12日									
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂									
		開会	第	義		議長					
開閉会日時	4	区成30年 3月1	2日 4	午後 1 目	寺00分	星 正 彦					
及び宣告		閉・会	計 開 記	義		議	長				
	<u> </u>	Z成30年 3月1	2日 4	午後	寺 分	星	正彦				
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	名	出欠 の別				
	1	熊 井 照 明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢				
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須 山 自	自紀生	出矢				
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出矢				
	4	宇田川 亮	出矢								
出席 13人	5	竹内利一	出矢								
欠席 0人	6	田 中 二三輝	出矢								
欠員 0人	7	星 正彦	出矢								
	8	鯵 坂 省 治	出矢								
	9	栗田幸則	出矢								
	1 0	久保田 正 之	出矢								
会議録署名議 員	1 1	岡崎邦	博	1 2	須(山 由;	紀生				

職務出席	議会事務 局 長	渡	辺	智	文	出	矢	議会局次		長	浦	良	出。	矢
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順子	出,	矢
	副町長	阳	部		哲	出	矢	建設	課長	白	石	秀 美	出,	矢
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	政策課	推進 長	三	戸	公 則	出 :	矢
	総務課長	藤	原	光	徳	出	矢	地域課	振興 長	立	石	一夫	出 :	矢
地方自治法	福祉人権 課 長	石	井	通	稔	出	矢	上下課	水道 長	原		敏勝	出 :	矢
第121条	税務住民 課 長	久保	出	隆	_	丑	矢	教育	課長	筒	井	英 和	出:	矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出		保険 課		松	永	憲 昌	出	矢
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	Ø	٢	お	り			
付議	事件					別	紙	0	と	お	り			
会議	経 過					別	紙	0)	٢	お	り			

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成30年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨							
6番	1. くらて病院の正常化について	町 長						
田中二三輝	(1)町長の想定している「くらて病院の正常な状態」とは。							
	(2)地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会で「政							
	治生命を掛けていつまでに正常化するのか」との問いかけに対し「3月末ま							
	でには」と答弁しているが、くらて病院の状況は正常化とは言い難い状況と							
	思うが、町長は政治責任をどのように示すのか。							
11番	1. くらて病院第2期中期計画について	町 長						
岡﨑 邦博	(1)第2期中期計画の一部を変更した理由は。							
	(2)内科常勤医師数の30年度、31年度における目標値は。							
	(3)収支の適正化として平均外来患者数と急性期、回復期、慢性期の平均入院							
	患者数の32年度目標値が記載されているが、29年度末での入院予定患							
	者数と30年度以後、外来、入院(急性期、回復期、慢性期)それぞれの各							
	年度毎の目標値は。							
	(4)収支計画は29年度から32年度までの累積額が記載されているが、医業							
	収益、医業費用、純利益それぞれの各年度毎の目標額は。							
	2. くらて病院整備基本構想の見直しについて	町 長						
	(1)整備基本構想の収支計画の見直しはいつまでにするのか。							
	(2)整備基本構想全体の見直しも必要では。							
	ア 常勤医師対応の診療科は。							
	イ 重点診療科の取り組み方針は。							
	ウ 施設整備スケジュールは。							
	(3)整備基本構想とくらて病院第2期中期計画との整合性が必要では。							
	3. くらて病院の現況と今後の見通しについて	町 長						
	(1)くらて病院の現況と今後の見通しは。							
	(2)くらて病院設立団体の長としての責任をどう考えているのか。							
5番	1. 公共施設の再配置等について	町 長						
竹内 利一	(1)先進地を参考にして取組む考えは。	教育長						
	2. 今後の公共事業について	町 長						
	(1)プロポーザル方式と競争入札について町としての見解は。							
	3. ふるさと納税について	町長						
	(1) 寄附金を活用して実施する事業について今後見直す予定は。							
4番	1. 町政運営について	町長						
宇田川 亮	(1)町長の町政運営に対する課題や反省すべき点について、どう考えているの							
	か。							
	(2)町民や議会に対し、疑念を抱かせない様な運営をすべきでは。							

一般質問通告一覧表

平成30年第2回定例会

No. 2

質問者		質問事項及び質問要旨						
1番		1. 任期付職員の採用について	町	長				
熊井	照明	(1)法律に基づいた条例を制定し、本格的業務に従事できる任期付職員を採用						
		する考えは。						
		2. 町立保育所統合に係る基本構想等について	町	長				
		(1)平成29年10月、待機児童が発生したとあるが。						
		(2)待機児童のない町として私立保育園を拡張し、町立保育所を1園にし、雇						
		用面・経営面での効率化を図るとあるが、保育所の現状について						
		(3)統合先について						

平成30年3月12日(第2日) 開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、6番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

一般質問に入ります前に、今般町長が急に入院されたというふうに聞いて大変心配をして おりましたが、無事に退院されたことに安堵しております。

町長ご自身も病院のありがたさ、医療を受けることができる安心感を身をもって実感されたことだというふうに思います。町長へのお見舞いの言葉はこの辺にいたします。

それでは通告に従って一般質問を行います。

くらて病院では中期目標を変更する事態となったということで、新聞紙上にも報道されていますし、今般議案の方にも提案をされております。

このことから、病院の現状といったものに関しましては現在、計画の内容によりますと、4億程度の黒字から3億程度の赤字に転落するといったような報道にもなっておりますし、議案にも確かにそのように提案されております。このことから、現在くらて病院が正常な形、正常な状態であるというふうにはとても考えにくいというふうに思います。

そこで町長が思い描いておられるくらて病院の正常な状態といったものはどのような状態なのかということについてお伺いいたしますが、患者が安心して通院できる状態であるというような中傷的なお答えではなく、もう少し具体的な、どういうふうな状態を考えていらっしゃるのかをお伺いをいたします。

このことは2番目の私の質問に対するお互いの正常化の状態というものの大きな食い違い というものがあれば、また内容が変わってまいりますので、ぜひ町長には具体的にどのよう な状態が病院の正常な状態であるかというふうなお考えなのかということをお答えいただき たいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

くらて病院に限らず、客観的に病院の正常な状態とは、医師、看護士、事務方、外全ての スタッフが患者さんファーストの精神で、当たり前のことを当たり前にやっていること、ま た不正経理や裏金など無い病院が正常な状態だと私は思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

くらて病院に限らず全ての病院はそのような状態であるという思いでお答えになったと思います。全くそのとおりだと思います。

で、くらて病院が現在正常な状態なのか、町長はどのように思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

私はある一部分においては正常ではないかなと思っております。

例えば、一般社会の会社なども当然ですけども、会社を辞める時には自分の担当部所の仕事を次の者に引継ぎをして、会社に迷惑が掛からないようにして退社をするというのが一般常識だと私は思っています。また、通年私の知り得るところ、いろいろな会社もそうですが、今私が申した通りだと伺っています。

病院においてもそういう部分においては同じだと思っています。以上のことが私が先程申 しましたような病院の当たり前のことを当たり前にと申したことでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

一般的な会社での異動等、若しくは退職等における業務の引継ぎのことをおっしゃっているのだと思いますが、ドクターというのはカルテさえあれば引継ぎができるのですよ。町長分かりますか。カルテがあれば医師はその患者の状況というのはカルテによって把握ができるというのは、これは医療界では常識なんですよ。

ですから2人の医師が同時に、この方に対してはこうだよ、ああだよというような引継ぎなどと言うのは必要ないというふうに私自身は医療界の人間から聞いています。ですから、そういったことがカルテさえきちんとあれば、例えば私が別のドクターに掛かったとしても、私の状況というのはカルテの状態で次の医師は把握ができるのです。

そういった医療的な事に対する常識と社会、一般的な会社の常識というのが医療界では多 少違っているのだというのは町長、ご存じだったですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

私はそのようには思いません。私は生身の人間を預かったお医者さんというのは、やはり 僕は使命感を持ってやっていただきたいというのが私の思いですね。 私の高校時代の同級生も医者がたくさんおりますが、また、たまたま私のいとこも大牟田の方で病院の院長をやっております。先だって私のいとこの所にも行きまして、「今日は、いとこという立場で話を聞いてくれるな、医者という立場で話を聞いてくれ」と。かれかれしかしかということで今回の件を話をいたしました。そうしましたら「医者としては、やはり責任を持ってきちっと患者さんを最後まで診る、これは医者の使命であり地域医療の考え方である」というふうに私のいとこはそのように申しておりました。僕もその考えに同調です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

おそらくこの赤字に転落する理由が、内科の常勤医の方がお辞めになるということで、そういったことが原因でということと、あと次の医師、ドクターが決まってないのに辞められることに対する患者、いわゆるクランケに対する引継ぎが行われないということに対する町長のお考えだとは思いますが、その件につきましては調査特別委員会等でも十二分に意見の交換をして、我々は調査特別委員会として報告書も出しておりますので、今ここでその原因が貴方にあったんだろうとか、どこにあったんだろうといったようなことは、また過去同じことを繰返す答弁のやりとりになりますので行いませんけれども、町長のおっしゃる内容としては、かなり私の考えとは違っているということは明らかになったというふうに理解をしておきます。

町長がお友達や身内の方にドクターがおられるので、そういう方にお話を聞いて町長はそういうふうにご判断をされているというふうな内容だと思いますが、あくまでも私が医療機関、私も知り合いにドクターがたくさんおりますので、そういった方から聞いた状況といったものを私は私の意見として町長にこの場で申し上げただけでございますので、その辺の考え方の違いというのが明らかになったというふうに理解をしておきます。

さて、町長がおっしゃるような正常な状態というのがどのような状態なのかということで、 もう少し具体的にこういう状態だ、ああいう状態だということをお聞かせいただきたかった のですが、私もくらて病院の方に月に一度常薬をいただきに行っております。

通常月曜日は、かなりの患者数、患者さんの待合室等々においては今までかなりの患者さんがいて、駐車場もどこに停めたらいいかと思うぐらいだったのですが、今日はすんなり停めることができましたし、患者さんの数も激減していると言っても過言ではない状態だということでございました。

その中で患者さん達は、4月からどこの病院に行ったらいいのか、私達はあまり遠くまで 行けないといったような声をたくさん聞きました。

その場で町長と一緒にその話を聞けば、町長ももっと病院の状況というのが把握できているのではないかなと思いますが、残念ながら私がその言葉を貴方にお伝えするということになるわけですけども。委員会が設置されて以来、いろいろな方からご意見を聞きますが、ど

うしても私の耳から離れないのは、「年をとった両親がくらて病院に入院している、転院を余儀なくされるのですが、私は今の所だったら毎日見舞いに行けるけれども、遠くになればお見舞いに行くこともできないし、洗濯物を届けることもできない」と涙ながらに語られた植木にお住まいの女性の方の声が未だに私の耳から離れません。そういったことで病院の状況といったものが危機的な状況にあるというふうな、そういった危機感を町長はぜひ持つべきだと思うし、その原因が何だったのかということをもう一度しっかりとお考えいただければ幸いに存じます。

さて、もう次にまいります。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会、ちょっと委員会の名前が長いので、これ以降は特別委員会というふうに言わせていただきますが、その委員会の席上である委員から、「いつまでに正常化にするのだ、自分の政治生命を懸けていついつまでに正常化にするのだということをはっきりと答えなさい」という質問に対して、町長は「3月末までには」というふうにご答弁されたと記録にも残っておりますし、私の記憶にも残っております。

更に、12月議会におかれましては「桜の花が咲く頃には正常な形になっているだろう」 というふうに12月議会の一般質問の折に、質問議員に対する答弁として町長がおっしゃっ たというのも記憶に残っております。

さて、町長3月末までに、又は桜の花が咲くまでにという時期が迫っておりますが、その 状態の中でくらて病院の正常化といったことに関しましてはかなり程遠い状態ではないかな というふうに私自身は判断しております。

そこで町長にお尋ねいたしますが、政治生命を懸けてという問いに対するお答えが3月末までにということでございました。現在の状態が正常な状態でない限りにおいてはどのような形でその政治責任、若しくは政治生命を懸けてといったことに対する行動といったものをどのようにお考えなのかをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

3月末までにはということにつきましては、今日はまだ3月12日でありますので、近未来の「たられば」の話についてはお答えをいたしかねます。

それから、町長の政治責任をどのように示すのかということでありますが、私は町長として今まで5年と2ヶ月、町民の負託を受けております。当然のことながら町長として、今も常に背水の陣を敷いて政治生命を懸けて町政の運営を行っておるつもりでございます。

ですから今までも、そしてこれからも町長としてしっかりと責任を持って行うことが私の 責任だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

立派なご意見だと思います。当然そうでしょう、公僕である以上町民のことを一番に考え、 地域の発展を一番に考えていくというのは。これは我々も公僕の一員ですので常日頃そのような思いと、行動と言動といったものでやっていくというのは、これは当たり前のことです。 ただ、くらて病院が正常な状態に戻らなければ政治生命を懸けて3月末までにはと、近未来 ですから3月末の時点でどのように変動しているのかというのは分かりませんけれども、い ま貴方がおっしゃっているような状態にはとてもならないと思いますが、近未来的なことに ついてのご回答はしないということでございますので、そういった私の質問に対するご答弁 だというふうに理解をさせていただきます。

ただし、このくらて病院というのが地域にとって、また周辺住民にとっても本当に重要な病院であるということは私は間違いないことだと思いますし、独立行政法人で黒字経営が続いている数少ない病院の内の一つだったというふうに思います。

それが残念ながら今回このような形で来年度は赤字に転落してしまうという現況というのがどういったものなのか、また、新たな医師がなかなか常勤医として招聘できない原因がどこにあるのかといったことについては、やはりきっちりとその原因等々についてもう一度お考えをいただきたいというふうに思いますし、くらて病院が3月31日、若しくは4月1日をもって内科常勤医がいなくて夜間救急が受け入れない状態、そういった状態になっていたとするとしたら町長の責任というのはかなりのものがあるというふうに私自身は考えておりますので、そのことを申し添えまして私の一般質問を終わります。答弁はいりません。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、1 1 番議員 岡﨑邦博君の質問を許可します。 岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回もくらて病院に関係する3点について質問をいたします。

最初に、くらて病院第2期中期計画についてです。

昨年の3月議会の際に、29年度から32年度までの第2期中期計画を承認したばかりですが、今回また計画の変更の議案が提出されていますが、その理由は何かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

これまでの中期計画では、くらて病院が現状の病院でこれまでと同様の診療体制で4年間の運営を行う前提であります。病院建設に伴う設計や工事等の費用を全く反映させていない

ものとなっておりますので、昨年の9月の定例会におきましてくらて病院に対する実施設計費の予算の執行は安定化した医療体制の構築が条件であるとの付帯意見がついた上での可決となりました。

また、入院収益及び外来収益に影響があるため、建設関係予算と合わせて見直しを行って 計画を提出するものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

最初は新病院を建設するからということで、今のところは実施設計もやっていない状況です。最後の方に医業収益のことで入院収益が減収になったということも理由の一つとして上げていますが、先程の議員の質問にもありましたように、入院収益が大きく今回減収になっています。その主たる原因は何でしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 德島 眞次君

入院収益及び外来収益に影響があるため建設関係予算と。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

入院収益の減少というものは、本年3月末にて内科医師6名が退職することに伴いまして30年度の入院収益が減少になると考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

今回の変更の中には大きく2つがあるわけです。新病院建設に関するものと、収益が大き く減収になったということになります。このことについては以後の質問について明らかにし ていきたいというふうに思っております。

(2) 以降については細かい数字を尋ねることになりますので答弁のほどよろしくお願いしたいと思います。

まず(2)ですが、今回の変更で初めて内科常勤医の医師数が記載されています。 27年度と32年度の人数があるだけで、30年度、31年度については何名の先生が常勤医として勤務されるのかがよく分かりません。

そこで今年3月で内科常勤医師6名が退職後、内科常勤医はいなくなりますが、30年度、31年度における内科常勤医師は何名体制になる予定かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

岡崎議員の質問は中期計画の各年度の目標値を尋ねられておりますので、資料を作成いた しましたので、議員の皆様にお配りした上で答弁したいと思いますけれどよろしいでしょう か。

○議長 星 正彦君

認めます。

(事務局「資料配布」)

総務課長、答弁をお願いします。

〇総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

内科常勤医師数は、資料1頁目の上段の表をご覧下さい。

平成30年度は1.4人、31年度は5人、32年度につきましては中期計画に記載して おりますとおり7人を目標として計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

30年度では1.4人、31年度は5人ということで27年度は6人体制でしたが、大きくここで内科常勤医の先生が減ることになります。

いま、河野理事長をはじめ一生懸命医師の招聘にあたっているということですが、30年度は1.4ですが、31年度は5、32年度は7ということです。どの大学のどの先生の教室から来てもらえるとか、どの大学病院から招聘できるとか、現段階で内諾なり目処は立っているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

31年度、32年度につきましてはまだ決定はしておりません。あくまでも見込みであります。専門的な見地から様々な疾患に治療が行えるよう幅広い診療科の医師を確保していく考えであると病院の方からは伺っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

医師の招聘については、くらて病院の調査特別委員会の中で八代先生が呼吸器内科と消化器内科の先生を招聘するのに数年掛かって、やっと内諾を得て今年4月から勤務をしていただく予定になっていたけれども、今回の件でキャンセルになったということでとても悔しがっていました。その感じからしても恐らく2人の先生を確保するのに相当な苦労があったの

だろうというふうに感じました。

このことからして、30年度は1.4人ということですが、31年度までにあと4人、3 2年度までにあと6人の医師を確保するというのは、先程の答弁からしても相当難しいので はないかなという感じがしています。

目標の達成はほとんど不可能に近いじゃないかなというふうな私の感想ですが、このこと についてはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

病院の方から伺っておりますのは河野理事長をはじめ職員の方が医師の招聘のためにご尽力いただいていると聞いております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

本当に一生懸命努力されているのだろうというふうに思いますが、現状では全く目処が立っていないということだというふうに思います。

次の質問に移りますが、30年度以後の収支の適正化として急性期、回復期、慢性期の1 日平均入院患者数が32年度の目標値として記載されています。

29年度末までの入院予定患者数と、30年度以降の1日平均外来患者数、また急性期、 回復期、慢性期の1日平均入院患者数についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

〇総務課長 藤原 光徳君

まず、1日の平均外来患者数からです。

資料1頁目の中断の表をご覧下さい。

平成29年度は204人、30年度は196人、31年度は220人、32年度は238 人を目標値として計上しております。

続きまして、1日平均入院患者数につきましては、資料1頁目の一番下の表をご覧下さい。 平成29年度末では、急性期27人、回復期45人、慢性期26人の合計98人。

- 30年度では急性期37人、回復期55人、慢性期29人の合計121人。
- 31年度では急性期62人、回復期67人、慢性期34人の合計163人。
- 32年度では急性期79人、回復期68人、慢性期34人の合計181人を目標値として 計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

1日平均外来患者数も当初計画よりもかなり減少していますが、特別委員会の河野理事長の説明では、非常勤の医師が現状のコマの3分2程度埋まっているということですから、減少は免れないにしても、ほどほどの減少ですむのかなというふうには思いますが、厳しいのは入院患者数の方です。

ここでありますように、内科の常勤医の先生が1.4ということであれば、ここ30年度では急性期37人ということで、全体としても121名ということで大幅に減少することになっています。

先程内科常勤医の先生の招聘についてもお尋ねしましたが、ほとんど目処は立っていないということであれば、31年度、32年度についても先程言いましたように、今後4人なり6人の先生を招聘していかないといけないということになれば、相当河野先生が努力をされたとしても難しい状況にあるのではないかなというふうに思います。

ですから今言われました31年度の急性期62名という数字にしても、これは5人の先生が揃った上での数字、また32年度の急性期79名の1日平均入院患者数にしても、これは7人の内科常勤医の先生が揃った上での数字だと思います。ですから、なかなかここまで私は回復が難しいのではないかなということで、もし医師の確保ができなければ30年度程度の入院患者数しか受入れられないのではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますとおり30年度は37人を急性期に予定しております。その中で外科としては28人、内科は約9人を見込んでおります。

もし31年度以降に医師の招聘が難しければこのまま30年度並の水準になるのかなと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

そうなれば現状、南3病棟、ここに急性期の39ベッドがあります。これが全部空きベッドになるのです。ということは、この南3病棟は一時閉鎖ということもやむを得ないのではないですか、いかがですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

大変難しい状況だと思っております。

ここでこういう状況だからこうなりますということはなかなか答弁するのが難しい状況かなというふうに思っております。この状況につきましては、今から病院の方で精査していただいて、どういうふうにするのが一番適切かということで判断していかなければというふう

には思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

分かりました。それでは(4)の方に進みます。

収支計画についてですが、収支計画は29年度から32年度までの累積額が記載されています。当初の第2期中期計画より医業収益が約18億5,000万ほど減額されています。これについては報道でも指摘されているとおりですが、そこでこの第2期中期計画の期間である29年度以降、32年度までの医業収益、医業費用、純利益の目標額についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お配りしました2頁目の表をご覧下さい。

医業収益につきましては、平成29年度27億956万9,000円、30年度20億5,664万7,000円、31年度26億7,399万7,000円、32年度30億1,590万8,000円、合計104億5,612万円となっております。

続きまして医業費用は表の中段をご覧下さい。

平成29年度27億9,622万5,000円、30年度25億556万6,000円、 31年度28億133万9,000円、32年度29億1,637万円、合計110億1, 950万円です。

純利益につきましては、表の一番下をご覧下さい。

平成29年度2,966万9,000円、30年度マイナス3億3,846万2,000円、31年度マイナス5,593万1,000円、32年度7,397万4,000円、合計マイナス2億9,074万9,000円を目標額として計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

純利益が30年度では3億3,800万円程の赤字になるということですが、これの大きな原因はやはり入院患者数が減少するということが大きな原因になっているというふうに思います。

先程の答弁にもありましたように、内科常勤医師の確保が難しい状況から常勤医師が30年度と変わらず31年度以降も確保できなければ純利益は30年度と大差ない状況になるということが考えられます。ということは、31年度、32年度でも3億円以上の赤字が出るということも可能性としてはあるということですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

この中期計画に基づいた数字の確保ができないということであれば、その可能性はないことはないと言えますが、これはあくまでもそういった過程の話でありまして、いま河野理事長先生がそういったことにならないように一生懸命努力されておられますので、そういうことはないというふうには私の方では今思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

今度の中期計画の見直しでも4億7,000万の純利益、黒字から2億9,000万円の 赤字に転落すると、差し引きすれば7億6,000万円程業績が悪化するということになる わけですね。これは中期計画の見直しの中ではっきり出ているわけです。

今までの質問からして、それ以上に悪化する可能性も十分あるということなんですね。これだけくらて病院の見通しが厳しいと。非常に厳しいということが今までの質問から分かりました。

それでは次に移ります。

くらて病院の整備基本構想の見直しについてです。

昨年の12月議会の一般質問でくらて病院整備基本構想にある新病院収支計画の見直し について尋ねました。政策推進課長から27年度の決算を基に診療科や人員体制などを考慮 して策定しているので、当然見直す必要があるとの明確な答弁がありました。

その後何の報告もありませんが、見直しをされたのかどうか、されていれば報告を願いたいと思いますが、されていなければいつまでにされるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

岡﨑議員がおっしゃいましたように、昨年の12月議会でこの整備基本構想の収支計画に つきましては、見直す必要があるというふうにご答弁させていただいております。

その12月議会におきましても合わせて答弁させていただきましたけれども、今年度末で 内科医6名の退職が予定されている中で、今年度、平成29年度までの収支につきましては、 まだ黒字決算が見込まれております。

問題は平成30年度以降、医師の招聘状況によりましてこの収支は大きく変わってくることになりますので、この状況を見極めて収支計画を見直していきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

分かりました。次に移ります。

次の質問については整備基本構想全体の見直しも必要ではないかということで3点ほど上 げさせていただいています。

まず、アとして、常勤医対応の診療科についてですが、これについては整備基本構想のと ころの18頁にあります。記述がありますが、常勤医対応の現在の診療科は医師13名の旧 診療科で、新病院建設後では医師20名の15診療科で開設することになっています。

しかし今日の答弁でもありますように、内科常勤医師6名の退職による補充が難しいという状況では、基本構想にある新診療科、要するに15診療科、非常勤を入れれば24診療科になるのですが、診療科を見直す必要があるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

まずこの整備基本構想につきましては、整備基本構想の第1章の最後に記載していますように、鞍手町唯一の病院として地域における医療及び介護の中心的な役割を果たすため、福岡県が策定する地域医療構想や国の医療政策との整合性を図りながら将来に亘って鞍手町民のみならず地域住民の安全・安心な医療の提供を継続し続けるため、新病院建設に向けた新病院整備基本構想というふうにしております。

ですので、確かに策定した時期から状況は変わってはおりますけれども、向かって行く目標につきましては変わりはございません。ですので、今回このくらて病院の整備基本構想の診療科につきましても、これはここに上げているとおり基本化の設置を進めていくという方針は変わりはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

先程の新病院の収支計画の見直しについても、答弁の際に27年度の決算を基に診療科や人員体制を考慮してということで、27年度の体制が基本になっているわけです。それからいま答弁にありましたように大きく変わって、実際医師の招聘がどうなるか全く分からない現在の状況で、それも27年度の体制を基にして今後もこの構想で行くというのはいかがかなと。現在全く体制が違った中では、やはり現状をきちんと見つめた上で、やはりそこは真摯に見直して行かないと、いつまでたっても絵に描いた餅で終わってしまうのです。

そこのところは検討委員会、要するにこの基本構想を作った検討委員会の先生方にも一度 相談されるなり、考える必要があるのではないかなと思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

確かに収支計画につきましては、この医師の今の現状からしてかなり収支計画は、先程も ご答弁させていただきましたように見直す必要があるのではないかと思います。

ただ、先程も申しましたように、向かって行く方向につきましては変わりはございません。 このくらて病院につきましては、一番大きな問題は耐震化ができていないというところでご ざいますので、これは町民の医療体制、安心・安全な医療を提供するためには1日も早く病 院の立て直しというものはやはり必要になってくるのだと思っております。

この財源につきましても、これは鞍手町が今過疎地域に指定されて、有利な財源となります過疎対策事業債を借り入れる、この32年度までに有利な財源があるうちにこれを進めて行きたいというふうに考えられるところですので、ここのところは変わりはないというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

最後に財源の話が出ましたが、有利な財源をあてにして病院を建替えると。私は病院を建替えること自体に反対しているわけではありませんし、むしろ建替えるべきだというふうに思っていますが、その財源のために将来に禍根を残すようなことになってはいけないわけです。もうちょっと現状、足元を見つめながら町民にとっての大切な病院の建築ですから考えるべきだろうというふうに思います。

時間の関係で次に進みます。

次は重点診療等の取組の方針です。

これは19頁にあります。この中で取組の方針として救急医療については、救急医療の更なる充実を図るというふうにあります。

消化器内科については医師の増員を図るというようなこともありますし、外科については消化器内科との連携を強化して手術件数の増加を図るというふうに書いてあります。また麻酔科を常勤化したりだとかということです。また脳神経外科についても新設すると。また脳神経外科常勤医を招聘して脳神経内科と連携して脳卒中のチームを発足させるとか。また人工透析については透析ベッド数を50床に増床すると。そういったことも述べられています。

現状、今の29年度から30年度についての体制を考えれば、この重点診療科等の取組についてもなかなかここに述べられているような状況にはないというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

ちょっと先程と同じような内容になるかと思いますけれども、あくまでも整備基本構想は 目標でございます。この重点診療科目等の取組み方針には10項目を上げさせていただいて います。 当然これに向かって進めてまいりたいというふうになっておりますので、このとおりに目標に向かって進めて行くということになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

気持ちは理解できるのですが、実態としては、今の実態は全くそぐわない状況になっています。

例えば、人工透析ですが今くらて病院で透析されている患者さんは数名というふうに聞いています。ですから50床にしても、とてもじゃないけれども採算が合わないわけですし、少しずつ帰って来てくれる患者さんもあるでしょうが、こういう状況になる前までは60人ぐらいの患者さんがいたそうですが、ここに来るまでに何十年も掛かっているのです。

今まで受けていた患者さんが戻って来ればいいというわけでもありませんので、これ一つ とってもなかなかこの取組み方針は現状とはそぐわないのではというふうに思います。

次に進みますが、整備基本構想とくらて病院第2期中期計画との整合性が必要ではないか というふうに考えます。

先程の答弁ではこれが基本構想だから将来に向かっての考えであるというふうに言いますが、少なくとも第2期中期計画の変更があって、この基本構想の中に29年度から32年度までの内容も加味されているわけですね。そういった意味からして現状を把握した上で、やはり整備基本構想もあるべきだと思いますし、整合性も当然取れるべきだというふうに思います。その必要性についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

整備基本構想につきましては、将来の病院建設に向けての規模や建設場所等の基本的な構想を定めたものでございます。

一方、中期計画は地方独立行政法人法に基づいて策定義務が定められているものでありまして、それは町が策定する中期目標に対する病院としての4年間の実務的な事業計画でございます。当然、中期目標の現実に向けての4年間の事業計画を策定し実施していくわけですから、基本構想と中期目標及び中期計画の方向性は同じでなければならないというふうに思います。

しかし、中期計画につきましては、実態に即した実施計画でもありますので、いろいろな 社会情勢等の変化によりまして計画値にずれが生じることもあるかとは思います。この計画 書のずれにつきましては、評価委員会というチェック機関がございますので、この評価を受 けながら最終的なこの目標達成に向かって進んで行くものであるというふうに考えておりま す。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

今の答弁ももちろん理解できるのですが、しかし構想は現状、要するに一番最初構想を作った時は27年度の現状を基にして作っているわけです。今この29年度はこれから、先程も何回も繰返しますが、現状は大きく変わっているわけです。

27年度の現状まで回復するかどうかも分からない状況の中で整備基本構想がそのままでいいということにはならないと思いますし、当然地方独立行政法人法に基づいて中期計画が作成されるわけで、その現状を表しているのが中期計画なんですよね。ですから当然そこのところの整合性が取れていかないと全く、先程も言うように整備基本構想は夢物語で終わるか、又は作ったはいいが、大きな負担を町が背負うことにもなりかねないのです。

現状から乖離したものになる可能性がありますから、そういったところで私は中期計画と整合性が取れた整備基本構想にしないと、これは町民に大きな負担を背負わせる禍根を残すことになるのではないかなということで質問しています。

もう一度答弁があれば町長に答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

基本構想計画はあくまで目標でございますので、その目標に向かってやるというふうに病 院の方から伺っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

次に進みます。

今の答弁を聞いても全然危機感もないし、病院のことについても、今までの質問からも分かるように非常に厳しい状況なんですが、全然そういうようには町長の答弁からは感じないのですが、くらて病院の現状と今後の見通しについてということでお尋ねします。

町長は常々私は経営者であると、数字には非常に厳しいというふうなことを常々言われています。これはお認めになるところだというふうに思いますが。

そこで、今まで質問を通してくらて病院の現状は非常に厳しいということは認識していただけるというふうに思いますが、繰返しになるというか、改めて数字に厳しい経営者という観点から見て、このくらて病院の現状、現在の状況や今後の見通しについてはどのようにお考えになられるかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

くらて病院の現況と今後の見通しについては、河野理事長にお尋ねをいたしております。 それを聞いたことをお話申し上げたいと思います。

医師の招聘につきましては、現段階においても常勤内科医師の十分な確保には至っていない状況ですと、このことは当面内科の外来診療及び入院治療が従来通りにはできないことを意味しますが、多方面からの支援により非常勤医での外来医療はかなり対応できるところまで来ているとのことでございます。

一方、入院につきましては、入院での内科的治療が必要な患者を始め、外科や整形外科などで内科的な管理を必要とする手術対象患者に対してはくらて病院での入院治療ができないことが想定されるそうです。

平成30年度は非常に厳しい状況でのスタートになりますが、これ以上の悪化はないものと考えられるそうでございます。

今後、勤務していただいている全職員間での効率的な診療協力体制の構築や、積極的な医師招聘交渉等を進めて、1日でも早く地域住民の方々が安心して受診できる地域医療環境を整えてまいりたいとそのように伺っております。

私も設立団体の長としまして、できる限り河野理事長を全面的に、できる限りでなく何でも私にできることであれば何でもするつもりで河野理事長を全面的に支援をして行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

先程の質問では、数字に厳しい経営者としての町長の答弁を聞きたかったのですが、ほぼ ほぼ全部河野理事長のお話を述べられました。

今までの質問の中で、例えば経常収支については当初の中期計画が4億7,000万円の 黒字だったというのが今回の変更によって2億9,000万の赤字になるということです。

考えれば、差引きすれば7億6,000万ほど業績が悪化するためにこの変更に至ったということですよ。そういう病院の状況について経営者の観点から、今の病院の現状、又今後の見通しについてをお尋ねしています。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程述べたことが全てなんですが、私は調査特別委員会の中でも病院には一切関与するなということも突きつけられておりますので、正直言いまして理事長の任命権は私にありますので理事長さんとはお話をしております。ですから先程理事長から伺ったことを述べたのが全てでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

関与するとか、関与しないとかと言っているわけじゃなくて、今の病院の状況、将来の見通しをどういうふうに見ていますかということで尋ねているのです。今言った数字、この現状をどういうふうに経営者の立場から見ているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 德島 眞次君

それは目標値でありますので、「たられば」については正確には申すことはできません。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

「たられば」と言うけれど、この中期計画は「たられば」じゃないですか。目標値を書いているわけですよ。「たられば」の中期目標、これ議案にかけて承認するのですか。

「たられば」とかと言ったらおかしいでしょう。全部「たられば」じゃないですか。全部 目標値で推計値、推定値ですよ。将来の見通しというのは全部推定値ですよ。「たられば」で すよ。こうなったらこうなるのではないかというもので、これ将来の計画を立てているので はないですか。

貴方が言うように「たられば」について答弁できないと言ったら、推計値とか計画とかは ないではないですか。計画は全部将来のことですよ。

〇町長 徳島 眞次君

あんたと言いました。

○議長 星 正彦君

私語は慎むように。

○11番 岡﨑 邦博君

貴方と言っているのです。貴方がそういうようなことを言ったら何も成り立ちませんよ。 だから計画というのは「たられば」のことです。そのことについてどう考えているかという ことを聞いているのです。答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

前向きにこの計画に向かって粛々とやって行きたいとそのように思います。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

このように経営が悪化した原因があるのです。それは常勤医師の先生方が6名お辞めになりました。その辞める理由になったのは、貴方が12月議会で宇田川議員の質問に対して私の権限を逸脱した不当な介入によりということで申し訳なく思っておりますと何回も言っています。7億6,000万も業績が悪化したのは貴方のそういった病院に対する権限を逸脱した不当な介入によってです。この責任を設立団体の長としてどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

昨年の12月議会の一般質問でもお答えしましたけれども、設立団体の長として、今は河野理事長にご尽力をいただき医師の確保に努め、有利な財源である過疎債が認められているうちに新病院を建設して、町民と地域住民の皆様に安全・安心な医療サービスの提供体制を作るということが、いま私が果たすべき責任だとそのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

貴方の不当な介入によって業績が悪化したわけです。要するに政治家は結果責任ですから、 結果についてどう責任をとるかということなんですよ。少なくともこれだけの業績が悪化す るようになっています。

その結果責任を政治家として、貴方は政治家でもありますから政治家としてどういう責任 を感じ、どういう責任のとり方をするかということを尋ねているのです。答弁お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 德島 眞次君

不当介入、不当介入と言われていますが、私は実際には不当介入は、やろうとしたという ことを言われればそうかなと思いますが、実質はそうは思っていませんけども。

それとね、政治的責任、これは先程田中議員が言われた時に答弁をいたしております。 以上でございます。

○11番 岡﨑 邦博君

私に対して、もう一度答弁をして下さい。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 1 4 時 0 2 分 再開 1 4 時 1 7 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程11番議員 岡﨑邦博君の質問に対して、町長の答弁が非常に大きな問題があったというふうに思っています。

先程の答弁に対して町長から謝罪と撤回の申し入れがあっていますので、まず町長の答弁を求めます。

町長。

〇町長 德島 眞次君

先程は失礼いたしました。

誤解を招くような答弁をしましたので撤回をお願いします。

岡﨑議員の先程の町長の政治責任はどう示すのかということに関しましては、私は町長として今まで5年と2ヶ月町民の付託を受けておりますので、政治生命をかけて町政の運営に行っていくことが、今までも、そしてこれからも責任だとそのように思っております。

病院に対してもそうであります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

質問を再開しますが町長に申し上げておきます。

議会運営の妨げになるような答弁は控えていただきたい。

それと、議員の質問権を阻害しないよう注意をしておきたいと思います。

質問を再開します。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

再度質問をさせていただきますが、先程の町長の答弁は全く議会を甚だ軽視した。

議員に対しても本当に私にとっても失礼な答弁だし、また町長が今まで自分で答弁してきた内容を全て否定するような発言なんです。そういったことが本当に分かった上での発言だったかどうか、それ際も分からないような非常に問題のある答弁でした。

謝罪し撤回をされたということですから、これはこれで収めますが、今後こういうことがないようにお願いしたいというふうに思います。

質問を続けますが、先程も言いましたように何度も繰り返しますが、くらて病院の経常収支が今回の見直しによって4億7,000万の黒字から2億9,000万の赤字に収益が悪化したと。これはここ4年間の間ですよ。4年間の間にこれだけの収益が悪化することになるのです。それは設立団体の長として、また政治家として結果責任は当然追われるべきではないかなというふうに思います。これが政治家の取るべきけじめのつけ方ではないですか。どういうふうにけじめをつけるか、政治家としてもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先程も申しましたように、病院をしっかりと立て直しを行っていくと。河野理事長先生と一緒にお願いをして立て直しを行っていくということが私の責任だと思っております。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

くらて病院は昭和40年に町立病院として設立、開設されました。それから50数年歴代の、当時5診療科の57床で開設をしています。

歴代町長や行政スタッフ、行政職員、まずは患者さんの治療に当たられた歴代の先生方、 看護士さん達、そしてスタッフこういったくらて病院に拘わって来た多くの人達の絶え間な い努力によってここまでくらて病院が築き上げられて来ました。その努力が実って町民や周 辺地域の方の信頼を経て安定した経営に結び付いています。

そして50数年かけてこつこつ貯めた内部留保も約20億円程いまあるようです。そういった皆さんの本当に努力によって今のくらて病院があったのですが、それが町長の権限を逸脱した不当な介入によって一気に崩れて、この $2\sim3$ 年で町民や患者さん達の信頼も失いかけ、またこの $2\sim3$ 年で内部留保も半減しようとしています。その原因も町長がやっと認めましたが、病院に対する不当な介入によってです。

町長は、もう一度尋ねます。こういったことについて本当にどういう責任を取るべきだと いうふうに思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

先程お答えしたとおりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

そういう答弁をされると本当にくらて病院に先生が来ないですよ。鞍手の町長は相変わらずやなと。また介入したことさえも忘れてしまったかのような答弁をしてしまい、それを撤回し全く変わっていないじゃないかと。そして自分の政治責任も全く感じていない、そういった町長がいるところなら、残念ながら病院関係者の人達は大事な医局の先生をくらて病院には派遣できないなということになるでしょう。

そうすれば、先程から質問したように、30年度と変わらない、おそらくは診療体制、おそらくは3億3,000万を超える赤字が続く可能性があります。

そういったときに町長は近未来のことには答弁できないというふうに言われましたが、これは1年経てば結果が出ます。3月末、今日は3月12日だからというような答弁もありましたが、3月末にははっきり結果も出るでしょう。その時に改めて町長は政治家としてどう

いう責任を取らないといけないのか、もう一度ちゃんと考えて町民に、また議員に示して下 さい。答弁は結構です。

以上で質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で岡﨑邦博君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目です。公共施設の再配置について、先進地を参考に取組む考えはということで 質問させていただきます。

先日、公共施設再配置推進事業の取組みについてということで、全国から視察が殺到しています神奈川県秦野市に視察に行ってまいりました。

その秦野市は公共施設の更新問題に対応するため、公共施設の再配置を進めています。公 共施設の再配置とは、中・長期的視点から、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実 現し、超高齢化と人口減少が進む、我が町もそうですが、必要性の高い公共施設サービスを 将来にわたり持続可能にするものにすることがこの再配置計画であります。

秦野市は平成20年4月からこういうことをやって来ていらっしゃいます。これで客観性と透明性を重視した計画等の作成を進めてこられており、公共施設の再配置に関する方針、公共施設再配置計画、こういうものを作られております。

これは日本計画行政学会という学会がありますが、そこの第16回計画賞にノミネートされて、平成28年2月に最優秀賞に選ばれたところです。そういうこともありまして全国から視察が殺到しています。

私、これは鞍手町も若干されているとは思うのですが、一つ提案というかここがされている例ですが、公共施設の可能性を広げるためのチャレンジとして、公共施設が持つ非効率性を逆利用して、ほぼ毎日どこかの部屋が使われていても空いている部屋がある。これは中央公民館とかの話です。

そこで夜間、塾や講座を開設できる定期利用制度を平成28年4月から施行されております。月謝の徴収も認める代わりに秦野市は使用料1時間1,500円。通常は1時間200円でされていますが、そういう月謝徴収をするようなところに関しては定期利用ということで1時間1,500円を取ると、そういうようなやり方をされております。

これは条例改正が当然必要になってきますが、こういうことをされていて実際に不登校の 子の自習室、高齢者向けパソコン教室、英会話教室等が実施されております。

こういうことが市民の知識、教養向上を図るとともに維持管理に充てる収入を得ていると。 そういうことを先進的にやられております。このことに関して鞍手町として今後取組む考え はありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず総括的に話を申し上げたいと思いますが、少子高齢化が進み人口構造が大きく変化をして、財政状況の厳しさが増すことが予想される昨今において戦略的な維持管理、更新等に取組むことにより町民の安全・安心の確保、中期的な維持管理、更新等に掛かるトータルコストの縮減や予算の平準化を実現する必要があることから、平成29年3月に鞍手町公共施設等総合管理計画を策定いたしております。

また、本年の3月末までに鞍手町個別施設計画を策定することとしており、その中では本 町が所有する公共施設について各施設ごとに廃止する施設、長寿命化を図る施設、統廃合や 用途変更する施設等の計画を作成いたしております。

そうしたことから、今後施設の有効活用を視野に入れながら町民の方が利用しやすい施設になるよう、先進事例、今竹内議員がおっしゃいましたこと等も勉強させていただきながら 先進事例を参考にしながら今後取組んでいきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

鞍手町も既に動かれているということなんですが、先進地を視察するなりして、いろいろな情報を集めていろいろなものに取組んでいただきたいと。当然のことながら再配置、統廃合とかそういうものをして行かないともう公共施設は維持管理ができないのは見えていますので、是非ともやって頂きたいと。

この秦野市の資料は、先程一例を挙げましたが、いろいろなことをやられています。そういう資料もいただいて来ていますし、公共施設白書、再配置計画の冊子、こういうものも持って帰って来ていますので是非とも参考にしていただきたいと思っております。

次に、今後の公共事業についてということです。

これは入札とかそういうものに関してなんですが、プロポーザル方式と競争入札について 町としての見解はということでお聞きしたいと思っております。

取り敢えずは見解はどういうふうに考えられているかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

まず総括的にお話を申し上げたいと思います。

地方自治法第234条の第1項で、契約の締結は売買、賃貸、請負、その他の契約は一般 競争入札、そして指名競争入札、随意契約、又は競り売りの方法により締結するものとなっ ております。

本町が発注する公共工事や物品の購入等は大半を指名競争入札で行っております。

ご質問のプロポーザル方式と競争入札についてですが、それぞれメリットやデメリットが ございますので一概にどちらが良いとは言い難い部分がございますけれども、発注する業務 によってプロポーザル方式にするのか、競争入札にするのか選択することとそのように考え ております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ここでプロポーザルについてちょっとお話します。プロポーザル方式は、主に業務の委託 先や建築物の設計を選定する際に複数の者に目的に対する企画を提案してもらい、その中か ら優れた提案を行った者を選定することをプロポーザル方式ということになっています。

このプロポーザル方式を多く取り入れられているのは神奈川県足柄上郡の松田町というと ころで、そこも先日視察に行ってきたのですが、いろいろな話を聞かせていただいて、プロ ポーザルに対してはすごく時間が掛かるというふうに聞いております。

そこがいろいろなことを取組まれていますので話を聞いて来ましたが、プロポーザル方式にすると公募してもなかなか業者が集まらないとかそういうこともあるそうです。1回公募しても1社であればまた公募し直すとか、いろいろなそういうことをやっていると。

実際に3ヶ月とかでは時間が全然足りないと。半年近く審査したりなんだかんだするのに 半年ぐらい見ておかないとなかなかプロポーザルではやれないというような話を聞いてきま した。

これはそこの自治体がそういうふうに考えてやられているのですが、何でこういう話をしますかというと、先般1月10日の日に臨時議会がありました。その時にいろいろなことで一般競争入札とか、プロポーザル方式とかという話で否決になった議案があります。

その時に私は委員会審査の時に、例えば庁舎ですが、実際今からプロポーザルでやって間に合うのですかというような質問をしたのですが、その時に間に合いますというような答弁があったような気がするのです。

それで実際に今からプロポーザルでして行きながら庁舎が間に合うのかどうかというのは 答弁できますか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

ちょっと私はその部分は記憶にないのですが、入札においては担当課の方で指名委員会の 委員長は今副町長にやってもらっていますし、担当部下に任せております。

ただ今竹内議員のいろいろな勉強されたことを聞きますと、そんなに何ヶ月も掛かると正

直言いまして過疎債が32年度までですので、今竹内議員から勉強させていただいてちょっ と間に合わないのではないかなとそのように感じました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長は入札には拘わらないので、実際に副町長、総務課長がこういうものに携わられると 思うので、そちらの意見をお聞きしたいのですが。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

いまプロポーザルとかということでご質問があったのですが、私はいま指名委員会の委員 長をしています。ただ指名委員長はこういった工事にこういった業者さんを指名しますとい うところで担当部所の担当者と協議するわけで、これをプロポーザルでやるとか、一般競争 入札でやるとかというそういったところまでの権限は私には持っておりませんので、そうい ったことの話があればそれに応じたような業者さんを選定するということになろうかという ふうには思っております。私の今の指名委員会の委員長としての立場とすればですね。

その他に副町長としてどうかということであれば、副町長の中ではそういった権限は与えられてないかなと、一般競争入札でするとか、指名競争入札でするとか、それからプロポーザルでするとか、そういったところは私には権限は付与されてはいないというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今の話は視察に行って聞いて来た話をお話したのですが、もしプロポーザルとかになると 実際に業務がすごくあるのです。それで間に合うのか、間に合わないのかなとかという話を したのです。とにかく一般競争入札にしろ、プロポーザル方式にしろ、ちゃんとした選定を していただいて、今後工事そういうものをやっていただきたいというふうに思っております。 これは答弁はいりません。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税、寄附金を活用して実施する事業について今後見直す予定はと、ちょっと意味不明な質問だったのか分かりませんけれども、私が考えているのは寄附金を活用して実施している事業というのは、鞍手町は6個あります。いま6項目ホームページに載っています。ちょっと読みますね。

事業名として、まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業。2番目が、安全・ 安心なまちづくりに関する事業。3番目、子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並び に生涯教育等の充実に関する事業。4番目、高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関 する事業。5番目、地域産業振興に関する事業。6番目、歴史又は文化の継承に関する事業。

こういう項目を選ぶようになっているのが今の鞍手町でふるさと納税をされた方はこうい う項目を選ぶか、その他にするかというような選択肢でふるさと納税をしていただいている というところです。

これは、何でこういう質問をしたかというと、ふるさと納税はどうしても返礼品といいますか、そういうもので、それを目当てにふるさと納税をしていただいていることもあるし、 自治体としても返礼品でふるさと納税を呼び込もうというような変な流れになっています。

実際はその町が何をしたいかというところでふるさと納税と。例えば、鞍手で北海道に行った方が、「鞍手町はこんなことをしているからここに寄附したい」と。これが本来の趣旨ですよね。それなのに今ちょっと違ったところがある。これを何とかしていただきたいと。鞍手町も今一生懸命、実際に今年度は1,500万円ぐらいあったのですか、去年、一昨年から比べると10倍近いぐらいのものになっています。

ところが、宮崎の都城というところは、平成28年はふるさと納税が73億です。73億といったら鞍手町の年間予算に匹敵するような納税です。実際3割ぐらい返礼しますのでそんなにないと思うのですが、そういうところもあります。これはやはり、言い方が悪いのですが、物で釣って集めているのか、実際に都城はやっていることが凄いから集まっているのかも知れません。

そういうところを考えたら、よそは言い方が悪いけれど、物で釣ろうとしているところが ほとんどと思うのです。鞍手町は先進的に事業で納税をしていただくような画期的なものを つくっていただきたいなということで質問したわけです。

その辺で答えられるところがありましたらお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

まずは政策推進課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ふるさと納税の寄附金を活用して実施する事業につきましては、社会情勢等や新たな施策 に伴いまして今後改めて行くということは想定されるところでございます。

昨年の10月27日付けで総務省より「ふるさと納税で得られた資金については、それぞれの地域で更に有効に活用するためには、各地方公共団体においてふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取り組みや、ふるさと納税をした方々との継続的な繋がりを持つ取組みを進めて行くことが重要である」という旨の通達があっております。

本町におきましても、平成29年度よりふるさと納税の活用状況等については4月の広報 誌やホームページ等で公表し報告をさせていただいているところでございます。

平成30年度からは寄附金の対象事業分野としましては、現在掲げております寄附金の使途指定区分とは別に総合計画や総合戦略の施策と照らし合わせながら重点的に取組む事業等を絞りまして、活用状況を紹介しながら町のホームページやふるさと納税サイト等において周知を行っていきたいというふうに考えております。

そしてご質問の趣旨を踏まえて十分ふるさと納税の更なる拡大に取組んでまいりたいというふうには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いま言っていただきましたが、実際に鞍手町のホームページを見ましたところ、どういう 事業にどれだけ使われているというのが分かりにくいのです。

総務省からそういうお達しが来たということで、来年度からはちゃんとして、何に使った というものがはっきり見えて来ると思うのですが、やはり都城とかというところはそういう ものはある程度分かりやすくなっています。

何に寄附した、こういうものに使われたというのが分かるようになっています。そうでないとなかなかふるさと納税する人も何に使われているのか分からない。ただそこに入っただけで、どういうものに使われたか全く分からないというものでは、なかなか寄附もしようがないというふうに思います。

都城は書いていることが単純なんです。鞍手は6項目長々と読み上げましたが、都城はふるさと子ども支援、ふるさとまちづくり支援、項目は長たらしくないのです。

例えば、ふるさと人口減少対策支援とか、そういうふうなことで簡単明瞭に書いてあります。その中にいろいろな項目があって、こういうふうなものにこういうふうに使いましたとか、そういうものをちゃんと既にホームページで見れるようになっています。そういうものを今後充実していただきたいと。

1,500万円ぐらいだったらそんなに対して振り分けられると事業が難しいとは思いますが、都城も実際平成24年は256万8千円しかなかったのです。25年は964万、平成26年に4億9,900万円、いきなり上がりました。

なぜそうなったかは現場に行って聞いていないので分かりませんけれども、今後もっと物だけでなくて、そういう項目ですね。こういうもの、ああいうもの、もっと鞍手をこういうふうにして行きたいのでここにお願いしますとか、そういうふうなことでやっていただきたいと思っております。「クラウトファンディング」ですか、そういうやり方もあるとは思うのですが、これはふるさと納税ですので、小さい項目でこれこれというのはなかなか難しいでしょうけれどもそういうふうに今後やっていただきたいと思いますが、やっていただけるかどうか答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。議員がおっしゃるように、先程うちの課長が答弁しましたことも踏まえて、いろいろと中身については総務省がいろいろと通達なども来ております。これは当然のことながら行政でありますので法律に則って、また通達に則ってやるべきことはやって行かなければなりません。

それとプラス今議員がおっしゃいましたようなことをしっかりと取り入れながら今後取組んで行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終わります。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして質問いたします。

2期5年勤められてきた徳島町長は、この間、町民要求の多かったプレミアム商品券を使った住宅リフォーム助成制度、また中学校卒業までの医療費の完全無料化、ゴミ袋料金の引き下げなど、日本共産党が要求してきた政策について、実現に努力を重ねられて来たことについては高く評価したいと思います。

しかしながら、くらて病院問題での法や条例を超えた行動や、独自政策として提案した子ども塾も問題点を付かれればすぐに取り下げたり、答弁の食い違いや発言の撤回等も、先程もありましたけれども、そういうことも目立ち独断的な町政運営に走っておられるように思います。

更に、昨年12月議会で辞職勧告決議案が可決されても、報道陣の取材に対して「何で私が辞めないといけないのですか」と言って真摯に受け止めず開き直ったり、1月の臨時会で提案された庁舎移転の実施設計などを含んだ補正予算が否決されても、当初予算にそのまま組込んできたりしています。

町政執行者である町長は、自らが提案したものについて説明責任を果たし、議会が全会一致で可決されるように努力するのが基本姿勢でないといけないのではないでしょうか。

徳島町長の町政運営に対する課題や反省すべき点について、どう考えておられるのか答弁 を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

まず、町政運営に対する課題ということにおきましては、これは7日の日に話したとおり

でございますので、それで往古参照いただければとそのように思っております。

それと反省すべき点、今議員がおっしゃいましたように5年と2ヶ月、いつもいろいろな 事業や行事、いろいろな部分において今まで5年と2ヶ月やらせていただきました。

いろいろな行事、事業の後には、必ず検証そして反省、そして改善、どこが悪かったのかというところは担当課も交えながら私も勉強させていただきながらやって来たつもりでございます。しかし、議員がおっしゃいますように、私も人間でありますので、本当に今議員がおっしゃいましたように行き過ぎた点も多々あったかと思います。その辺につきましては、本当に申し訳ないなとそのように思っております。

今後におきましても、先程申しましたように検証、反省、そして改善をするということを もって前向きに町政に取組んでいきたいと、それが私の責務だと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の答弁では真摯に答弁されましたけれども、先程言いました12月議会での辞職勧告決議案が可決された後に、町長室において会見というか取材を受けましたね。テレビでも報道されていました。

その時に、町長が発せられたのは、「何で私が辞めないといけないのですか」というような、 一見ふてくされたような、そういった態度であったと。私はテレビを見てそういうふうに感 じました。

くらて病院の問題での調査特別委員会での報告にしても、先程の一般質問でのやり取りを聞いていましても、報告書に対して「病院には一切関与するなと言われたからもう関与しません」というような答弁もあったと思うのですが、一部だけ認めて、「これは全て町長の責任である」というような結論に至ったわけですよ。報告書では。であるならばそういったものを真摯に受け止めて12月議会の続きになるかも知れませんけれども、町長も答弁されましたけれども、時期を見て謝罪会見を行いたいというような答弁もされました。

先程から「たられば」だとか、近未来のことは答弁できないだとか、議会の場と、外の場と、なかなか言うことが食い違っているような場面が多々見られるのですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先程のNHKが町長室に来られて云々という話につきましては、ちょっと私もかっかきていた部分があったものですから、ああいうふうな答弁になったわけでございますけれども、ただ先程から議員がおっしゃいますように、調査特別委員会という言葉が何度も出ておりま

したけれども、調査特別委員会の最中に、実は中立を担保しなければいけない委員長が、参考人であるY氏と病院の事務長室で会っていたとそのようにも伺っております。これが本当であれば公正な委員長と言えるのですかと。

それとこれは、取って替えれば裁判官が、言うなれば裁判中、係争中に被告人と原告にど こかでこそこそと会っている状況と同じではないかと、私はそのように考えました。

それから、中立な立場にあるべき調査特別委員会の委員長の行動が本当に中立、公平な行動であったのか、公平な委員会であったのか、またたくさんの町民が疑問に思っている裏金問題などを委員長はなぜ調査しなかったのか。

調査特別委員会の進行にしても、議員の皆さんの発言は座ったままで、参考人、私の部下 もそうですけれども、参考人は立って発言しろと、これは私は本当言ってパワハラにあたる のではないかとそのように思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

いま私が発言しております。

○議長 星 正彦君

発言しているけれど、ここは議会の場ですよ。

〇町長 徳島 眞次君

調査特別委員会について説明しないと分からないでしょう。

○議長 星 正彦君

そうなってくると、調査特別委員会、あるいは議会に対してまた軽視するということになりますよ。

しばらく休憩します。

休憩 1 4 時 5 7 分 再開 1 5 時 3 8 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

今日の一般質問はこれを延会します。

本日はこれで散会します。

閉会15時39分

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録(第3号)												
	平成30年 3月13日											
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂											
		開会開議議長										
開閉会日時	4	区成30年 3月1	星 正 彦									
及び宣告		閉	議長									
	<u> 1</u>	区成30年 3月1	3 目	午後 21	時59分	星	正彦					
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 :	名	出欠 の別					
	1	熊井照明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢					
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須山日	自紀生	出矢					
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出矢					
	4	宇田川 亮	出矢									
出席 13人	5	竹 内 利 一	出矢									
欠席 0人	6	田 中 二三輝	出矢									
欠員 0人	7	星 正彦	出矢									
	8	鯵 坂 省 治	出矢									
	9	栗田幸則	出矢									
	1 0	久保田 正 之	出矢									
会議録署名議 員	1 1	岡崎邦	博	1 2	須 山 由紀生							

_

職務	議会事務	渡	辺	智	文	出	h		事務	長	浦		良	出去	<i>h</i> →
出席	局 長	段)/1	乍	<u>X</u>	Ш	/	局炎	大長	尺	佣		尺	Щ;	*
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出	矢
	副町長	冏	部		哲	出	矢	建設	課長	白	石	秀	美	出去	矢
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	政策課	推進 長	三	戸	公	則	出	矢
	総務課長	藤	原	光	徳	出	矢	地域 課	振興 長	垃	石	_	夫	出去	矢
地方自治法	福祉人権課 長	石	井	通	稔	出。	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出去	矢
第121条	税務住民 課 長	久保	·田	隆	_	出	矢	教育	課長	筒	井	英	和	出去	矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢	保険 課		松	永	憲	昌	出去	矢
出席者の															
職氏名															
議事	日程					別	紙	D	と	お	り				
付 議	事件					別	紙	0	٢	お	り				
会議	経 過					別	紙	0	ک	お	り				

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

平成30年3月13日(第3日)

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

この際、町長に申し上げます。

一般質問における答弁は適切にお願いします。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

12月議会に引き続き一般質問が私のところで2日間に亘って、それも先程議長が注意 されたように町長の答弁自体が2転3転したり、又は発言の撤回をしたり、謝罪したり、 そういうことになれば一般質問が出来ませんので、先程の議長の注意の通り適切な答弁を お願いいたします。

今回、町政運営についてというふうに大きな項目で上げていましたが、徳島町長の鞍手 町政の運営のしかた、又は政治姿勢についてお伺いをしていきたいというふうに思ってお ります。

先ず昨日はくらて病院の関係のところでちょっとお話をさせていただいていたのですが、 先ずこの間の、9月議会の岡﨑議員の質問で、私は一切やっていませんと言いながら調査 特別委員会の中では全て認めます、謝罪しますということでした。しかし言葉の端々で、 昨日もそうですが、なかなか心の中ではお認めになっていない。

だけどもこういった公式の場で又そういうことをおっしゃるというのがどういうことなのか、その点について、どういうふうに反省するのか、又そのまま行くのかについてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨日は本当にご迷惑をおかけいたしました。

今の質問にお答えいたします。

本当に私の不徳のいたすところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでは少し細かいことになりますがお尋ねしたいと思います。

先ず、町長は初めて当選されて、その後なかなか忙しくて町民、それから町外の方々からの対応にも追われているというようなお話で、臨時会を開いて参与を置いたことがありますね。参与を置いて、しかし参与になられた方は僅か数ヶ月でお辞めになって、しかしわざわざ臨時会まで開いてそういうことをやったのに対して、その後参与は全く置こうともしないし、もう必要ないのか、その点についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

それ以後はいろいろと予算面の面から見ても内部協議をさせていただいて、年々お分かりのように財政状況が厳しい状況になっております。その辺のところは考えているところだというふうに認識をしていただければとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっとはっきり分からなかったのですが、もう今後は財政状況が厳しいから置かない という考えなのか、必要ないのか、財政状況が好転すればまた置こうとするのか、どう考 えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

私が就任をしまして直ぐいろいろなことに直面をいたしまして、中学校の建て替え、移転のこともございまして、それと私がまだまだ町長をさせていただいて全く右も左もまだまだ分からないような状況下でございました。

それから5年とちょっと経ったわけでありますが、その間、自分なりにも大体のところが、大まか見えてまいりましたし、見えてというか自分の仕事に対してもいろいろな外向的なこどもに対しても四季を通じて勉強をさせていただきまして、大分習得をして来たつもりでございます。

そういったところも踏まえて、またもし、いろいろなことが重なって、なかなか手が回 らないよということであれば、そのようなときにはひょっとすると考えることがあるかも 知れません。今の段階では財政、やはり逼迫した町民の皆さん方の大事な税金を執行する というのはちょっといささかどうかと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程言いましたように臨時会を開いてまでして、町長肝いりで参与を置いたと。しかし、 個人的に参与になられた方が辞められたら、そのまま居なくていいではなく本当は欲しか ったのでしょう。

また財政状況が良ければ置きたいということを言われていますが、今の答弁も含めてですが、個人的にその方をその役職に就かせるだけのための参与だったのではないかと今のところ私はそういうふうに受け止めるわけですよ。

その後、全然音沙汰ありませんから、その点についてはどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その方だけを任命が云々というのはございません。

先程も言いましたように、その間私が四季を通じていろいろなことを勉強させていただいて分かって来たから自分自身でも、言うなれば参与というのは私の左腕、右腕的に存在だと思っていたのですが、今のところは私も習得を、少しは勉強させていただきまして、やれるなという思いがあったものですから、先程述べたようなとおりでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはお伺いしておきます。

今回、町長の施政方針ですね。この中でも九州北部豪雨に関連して今後も危機管理体制 の充実強化に努めないといけないというような文言も入っていますが、町長自身は現在ど こに住まわれているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

小牧に住んでおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

365日、出張以外はそうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

東京に出張する前は一日前に福岡のマンションに行きまして、飛行機が朝早い便とかになりますので、アクセスを考えた場合には福岡なら空港の直ぐ近くでありますので、乗り

遅れたらいけないということも鑑みまして、東京等に出張の1日前は福岡にいます。

また、福岡で会議があって、懇親会とかいろいろあります。遅くなった場合には福岡に 泊まって逆に朝車で鞍手に走ってきていると、6時半には鞍手にはおるというような状況 でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはいつ頃からですか。小牧にずっと、今の答弁のとおりになったのは、最初からそうですか。町長が就任してからそうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町長に就任してというが、私はその前は酒の組合の全国の副会長をやっていましたので、 福岡の博多駅の裏に事務所がございました。 1日置きか毎日ぐらいにそこの事務所には詰めておりましたし、殆ど出張で東京~福岡というような全国、北海道に行ったり鹿児島に行ったりということで、日本中を飛び回っておりました。

そういう時に、先程言いましたように福岡の方がアクセスがよろしいものですから、そこからいろいろなところに出張していたと、そういうふうに記憶しております。

以上でございます。 ○**議長 星 正彦君**

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の生活実態は小牧に9割方いるということでよろしいでしようか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

住所も当然小牧に住所がありますし、私の家族みんな、息子も姉もおりますし、当然息子が経営しております商売の方も鞍手に根ざして、税金も鞍手にちゃんと落とさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最近は調べていませんが、庁用車の距離数が最近は大分抑えられているみたいですが、 聞くところによると年間2万キロ走ったり、年間2万キロといったら毎日福岡を往復して も足りないぐらいではないでしょうか。

何でそんなに使っていたのかというのが凄く疑問にあるわけですけれども、町民の方の

お話ですけれども、朝4時ころだとか、朝早くに庁用車が福岡に町長を迎えにというようなことが結構あっているような、よく見かけるというようなお話があっていました。最近は分かりませんが。

これは記録等を調査すれば分かることだろうというふうに思いますが、いずれにしても 福岡にもマンションを持っているということで言えば、昨年の4月に、これはまた病院の 問題にもなりますけれども、政策推進課長だとか病院事務局長だとかを町長が福岡に居ら れるからホテルで会いましょうとか、結構福岡に呼び寄せて何かお話をするだとかという こともあっているのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それはありません。この前調査特別委員会の中で言わせていただいたのは新宮で、丁度 たまたま私が何かの用事で新宮に行っていたから新宮でということには調査特別委員会の 中で話したと思います。そういうことでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

新宮の話ではありません。4月1日でしたか、3月31日でしたか、に先程言いました病院長、病院局長、政策推進課長を福岡に呼び出して、ホテルで紹介した経緯があるでしょう。何で福岡なのですかというのが、だから此方の方に趣を置いて。

例えば、町内で話すのはなかなかというのであれば、それでも直方とか中間とか、この 近辺でお話をするのが当然だろうと思いますが、しかしながら、町長はしょっちゅう福岡 に居られるということなのか分かりませんけれども、町長が職員をわざわざ、あれは平日 でなく日曜日だったか、に呼び寄せてお話をするだとかというのもやっていたのではない ですか。それだけではないと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はその時は人目があるからということでと、土日だったものですから私が何か福岡で 用事があったと思います。週末だったと思います。日曜日ですか、福岡にいたものですか らそういうようになったということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは私は分かりませんが、町長がそう言うのであればそういうことでしょう。ただ、 出張以外も、祝日、こちらの行事のない時なんかも鞍手に居られるということで、もう一 度確認しとっていいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

殆ど鞍手であります。

ただ自分のリフレッシュ時間を取るためには、いろいろ旅行もしたり、いろいろなところに行ったりはございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。庁用車のキロ数の問題もありますので十分気を付けてやっていかないといけなかったのではないかと。町民の目がありますから、そういうことからすれば、やはり疑われないような行動を、町長は福岡に住んでいて、登庁するときに運転手を朝早く呼び寄せて、またここに出勤してというようなことがあったから年間2万キロも走ったのではないだろうか。それは調べれば分かることですけれども、そういうことをしたのではないだろうかというような疑いの目がありますから、その辺はないということで一応受け止めておきます。

もう一つ、町長の構想として前々からL字ライン、議会に報告はしていないけれど口々にL字ラインというのが当初出ていました。

今ははっきりそういうふうには入れていますが、L字ライン上に公共施設を置きたい。 と言いながら結局は中央公民館に集中、まあコンパクトシティというのは分かりますよ。 私もそれについてはそんなに異論はないのですが、L字ラインと言いながら結局は1箇所 に集めようとするから無理があるのです。

結局、病院も野球場移に移そうとしたでしょう。今度は野球場は外の所に作らないといけない。

庁舎を今度その横の所に建てようとしていますが、そうなったら墓所を移動しないといけない。石炭資料展示場も移動しないといけない、そこだけで3億掛かると。

今後30年、50年先を見据えて考えるなら、そういう場所を含めてもっと、L字ラインと言うならそこまで否定はしませんけれども1箇所だけにそういうふうなことをするのでなく、やはりライン上に利便性のあるような形をじっくり考えてやらないと、過疎債の関係もありますが、全部が過疎債を借りないと間に合わないからというところで、結局は20年、30年後に笑われるような、そういう病院、庁舎、そして位置がそういうふうになって来るのではないかというふうに思うわけですが、その点についてはどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先ずL字ライン上にというのは私が申しました。だけど議員さんがおっしゃるように中央公民館の辺りですか、そこにという断定したことは私は正直言ったことはないのですよ。内の担当部下にも将来を考えて、20年、30年先を考えて、町民がどうすれば便利になるか、ここで良かったねと言えるような場所をみんなで考えてやってくれと、そしてそれを検討委員会の方にも伝えて下さいと。私はそれだけを言っただけで、私が何処にしなさいということはございません。

それと、外の所も検討と、費用対効果を考えて検討すべきではないかという質問だと思いますが、一つはいろいろ球場の前の元工場があったところの土地等もご紹介がありました。

いろいろ鑑定評価をとっても見ました。ところがなかなか売り手さんの金額と鑑定価格との価格差の溝が埋まらなかったというところもございます。

そういった具合で彼所にという断定的なことでは決してございません。いろいろな費用 対効果から、それと例えば別で何処かの土地を取得するときにはどれぐい掛かるだろうか とか、いろいろな部分においても検討して考えたつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長そうではないでしょう。くらて病院の移転の候補地を選ぶのにL字ライン上に候補地を5箇所選んだではないですか。わざわざL字ライン上に、説明もそうだったですよ。町長の言うL字ライン上に、これは忖度されたのですか。L字ライン上に5箇所ぐらい候補地を上げて、外の所は民有地を買い上げないといけない、そこはなかなか大変で時間が掛かるから、言い方が悪いかも知れませんが、手っ取り早い方法で町有地である野球場、照明の古いから、使えないからそこにしょうという、そういった安易な考えからそういうふうになったのではないですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

病院の建設候補地につきましては確かにL字ラインで、候補地として5箇所上げさせていただきました。その中でいろいろな条件等を勘案して、先程町長も申しましたように民有地という候補地もありましたけれども最終的には5箇所上げて、その中で当然安易にということではなくて、やはり大きなところは財政上の理由とかがございます。それから過疎債の期限とかがあります。

5箇所の内全てが町有地であるのは野球場でありましたし、外の所は民有地も含まれていましたので、やはり手続上一番早いのが野球場であったというところもございます。

また、公共施設の管理、それから土地の有効利用ということも考えまして野球場にした

というところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の言ったことと全然違うじゃあないですか。 L字ライン上にと言ったことはありませんと前に言いましたよ。

町長が言ったのですよ。そこは違うのではないですかと私が質問したら、今政策推進課長がL字ライン上に作るということに。

○町長 徳島 眞次君

そうです。

○4番 宇田川 亮君

そうですではないよ。町長がL字ライン上にやってという指示は一切一言も言っていませんと言ったではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

私はL字ライン上にとは言ったのですよ。だけど中央公民館の辺りに限定しては言っておりませんとそういうふうに言ったつもりですが。すみません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ政策推進課長がL字ライン上に候補地を捜したと答えたのはどう整合性がとれるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

総合計画の中でL字ライン上と出ていたと思いますが。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう少し発言に責任を持って、今言ったことはそういう意味ではありませんとか、突っ 込まれたらそういうふうに。L字ライン上とかは一切言っていませんと言ったのですよ。

一切言っていません、指示していませんと先程町長が言ったのですよ。

それは違うのではないですか、L字ライン上にと言ったら三戸課長に答弁させて、L字 ライン上に候補地を選定しましたというふうに答えたではないですか。

中央公民館付近に限定してそういう指示をしたのですか。どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

すみません、私の言い間違いだと思います。L字ライン上がいいだろうなということは 言いました。だけど中央公民館にと限定しては言っておりませんということを、そういう 意味で言ったつもりですけれど。そういう意味です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

中央公民館に限定してはと言っていませんと言いましたが、その前に、1回、1回変わるのですよ、町長自分の発言を覚えていますか。

その前、L字ライン上とか言っていません、中央公民館の付近と、そして指示しました。 今の発言は中央公民館のところとは言っていませんと、全然違うではないですか。

これでは質問出来ないですよ。1回、1回答弁が変わってくるので何を元に、何が本当なのか、それに対しての質問というのは出来ないですよ。それは最初から言っているわけですよ。今回も何回も発言を撤回したり謝罪したりして来て、昨日も議会として抗議文を出しましたけれども。今日の質問の冒頭にも町長が謝罪して答弁を始められました。その姿勢をどう考えているのでしょうか。本当に質問にならないですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

失礼いたしました。私がL字ライン上の辺りがいいだろうなということは申しました。 だけど先程言ったように、限定してどの辺りにということは言っていませんよという、そ ういう意味です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

あまり深く言いませんけれども、最初にL字ライン辺りにという言い方かもしれませんけれども、そういうことは言っていませんというふうに最初町長が言ったわけですよ。答弁したわけですよ。後で議事録を見てもらったら分かりますが、今のだけで何回も2転3転しています。そういう姿勢ですよ、自分の発言にもうちょっと責任を持って答えていただきたいというふうに思います。

時間も過ぎて来ましたので次に行きます。

先程とも関連してくるわけですけれども、くらて病院の問題です。

くらて病院というのは今も問題になっていますが、病院移転を控えているわけですよ。 今の正常化の問題とは別に、元々病院を新たに建設すると。そういう問題を抱えたくらて 病院で、町長は昨年の3月に裏金問題の調査をしたいと言いながら、他の事務局長と他の 方には何の説明もせず、そういうことを調査するためにという説明もせずに5人中3人の 理事を入れ替えようとした。

よく知らない、町長しか分からない人、誰もが認めるとかというような方ではないのですよ、町長しか知らない方を5人の内3人の理事入れ替えようとした。

また、庁舎の移転問題ですね。1月議会でもプロポーザル方式ではなくて、いきなり町 長の判断で一般競争入札を取り入れ、予定価格も公表しないと答弁されていますね。この 両者の移転費用を合わせたら100億円以上ですよ。巨大事業です。

今言っただけで何かあるのではないかというような疑念が抱かれるわけですよ。

町民の皆さん、そして議会に対して少しでも疑念を抱かれないような責任ある説明、そ して行動を取らないといけないというふうに考えるのですが、町長の答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

町民の皆様や議会に対しまして疑念を抱かせたのであれば、それは私の説明不足であったのではないかなとそのように思っております。

今後は議会を始め町民の皆様にそのようなことのないように町政運営に取り組んで行かなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

未だにきちんとした説明はありませんよ、納得しませんよ。理事の問題でもそうです。 先程も言いました、町長しか知らない3人の方をいきなり理事に入れ替えようとした。 本当に裏金問題だけでしょうか。これを裏付けるちゃんとした説明が、みんなが納得しう る説明をされていないですよ。

いや私はしていません清廉潔白です。それを繰り返すだけしかないですよ。そういうの をどういうふうに納得させて払拭させようというふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

調査特別委員会で答弁をいたしたとおりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは本会議ですから本会議できちっと説明して下さい。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩13時31分 再開13時55分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程4番議員 宇田川亮君の質問に対して町長の答弁に疑問がありましたので再度町長の方から答弁をお願いします。

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先ず理事を何故町長のあれで決めたのかという話だったと思いますが、2人の内の1人は県会議員のご子息さんであります。そしてその方が特養を幾つか経営をされております。 もう1人の方はそこを手伝っている方と前回も述べたかと思います。

もう1人の方は、私が皮膚科に行っておりましたドクターで、その方はお医者さんで、 たまたま私がそこの皮膚科に行っていたのですが、そこのお医者さんで幾つか病院を経営 されている理事長さんでございます。

何故その人達にしたのかというのは、私が公認会計士に、これも前回言ったと思いますが、公認会計士に聞きましたところ、ややもすると半年からどうかすると1年ぐらい調査するにはかかるかも知れませんということでしたので、それやったら普通のサラリーマンの方なんかは無理だなと思って、申し訳ないけれどなってくれませんかというお願いをしたという経緯でございます。

それと、建物に関してのことだったと思いますが、くらて病院に多額のお金を注ぎ込む ということの質問だったと思います。それに対して透明性を図って行く必要があるのでは ないかというご質問だったかと思います。

くらて病院の事業全ての契約手続きについては、地方自治法に準じた地方独立行政法人 くらて病院契約規定が定められております。この規約規定に基づいて進めて参りたいとそ のように考えております。

くらて病院の建て替え事業が進められた場合は、事業主体はくらて病院になります。契約の締結について権限を有する契約責任者は病院の理事長さんになります。

契約の方法や契約の期間、或いは競争入札の参加者の資格等もこの契約規定に沿って進められて行くこととなります。

但し、くらて病院において入札事務等の経験が少ないことから、この契約規定の第29 条において病院の職員以外の者にその事務を追わせることが出来ることとされております。 この規定により、くらて病院と役場とで業務委託契約を結ぶことで入札等の事務作業につ いては役場側で行うことも可能であるという答弁をしているかと思います。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の説明は12月でも聞きましたけれども、それで町長しか知らない3人の理事を入れるということに関して納得出来ない。やっぱり疑念がある、しかも昨年の3月31日に、先程も言いましたが、病院長、事務局長、政策推進課長を福岡のホテルに呼び寄せてその方達を紹介して、今度この方達が理事に入りますからという説明だけで、裏金問題を調査するとも言わず、何の説明もしないでただ入るからということしか言わなくて入れている。そういう行動事態がやっぱり何かあるのではないかというふうに疑念をいだかざるを得ませんよ。

例え裏金問題としても、先程町長の知っている公認会計士の方が1年近く掛かるかも知れませんよ。でもその間に上手く行けば、病院が正常なまま行けば基本設計、実施設計等々のいろいろなお話になって行く時期ではないですか。権限は理事長にあるかも知れませんが、やはり決めるのは理事会です。そういった町長の肝いりの3名の、町長しか知らない3名の理事が過半数を握った理事会でそういう話しも進めていかないといけないですよ。そういうところに町長の政治姿勢といいますか、行動について疑念を抱いている。ですからそういう行動を取らないようにというふうに言っているわけです。どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

議員がそのように思われるのであれば本当に申し訳ないなとそのように思っております。ただ、私はそういう何か目的があってというのは正直何もございません。いま述べましたように病院主体は当然理事長さんが主体でやられているわけでありますので、ただ私としてみれば頭の中に、調査特別委員会の中だったかでも言いましたけれども、10年前に役場の横領事件がございました。ですから、そういったことがちょっと頭の中を過ぎったものですから、これはやはりに何とかしなければいけないという、ただ単純にそのように思っただけでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今から約25年ぐらい前でしたか、町長が初めて町長選に出馬した。私が初めて町会議員に立候補したときでもありましたけれども、その時はいろいろな事件があって、元町長が捕まって町長選挙があったという時でした。

その時に徳島町長は、やっぱり汚職のない公正、公平な町政にするためにと訴えて町長 選を戦って来られたというふうに私は思っております。 だけども、であるならば町長の説明自体が、私の本意としては本当にありませんとは言いながら、疑念を抱かざるを得ないような行動を取っているというのが一番の問題だというふうに思うわけです。いくら口で絶対そんなことはありませんと言っても、それを裏付けるものが何もないではないですか。そういう行動を是非反省していただきたいというふうに思います。

もう一つ、1月の臨時会で提案されました補正予算、この中に庁舎の移転の基本設計、 実施設計の分の継続費等が含まれていました。

私が質問したときに一般競争入札で、予定価格も公表しませんというふうに言われました。

庁舎建設のスケジュールでは、何月から何月までどうしますとかというスケジュール表が載っていたのですね。それについてはプロポーザル方式でここからここまでやりますというふうに書いてあるわけです。

それは委員会で町長がお任せした委員会、庁舎特別検討委員会の資料の中に入っている わけです。委員の皆さんはそれを全部含めて町長に対して答申したわけです。

何も一般競争入札にしますとかということは、今日に至っても未だに説明がないわけですよ。その委員の皆さんには。それを何でプロポーザルから一般競争入札に変えたのか、しかも予定価格を公表しない、どういう意図があるのだろうかというふうに思うわけです。今までずっとプロポーザル方式でした。しかも委員会の中の審議の中でもプロポーザル方式で行きますというふうにやってきたのに、これを変える権限は町長にしかありませんから町長が変えると、一般競争入札で行くと言わない限りは変えられませんよ。

何でそう変えたのですか。

○議長 星 正彦君

執行部に申し上げます。昨日の答弁では、いわゆる指名の在り方について質問がありました。その時に副町長が答弁されました。副町長が答弁されようとしていますが、私にはそういう権限はないということを申されたわけですから、今は副町長が答弁することではないというふうに思います。

町長。

○町長 徳島 眞次君

1月10日は、私も入札の件は任せておりますので勉強しなければいけないと思いまして余所の近隣の首長さんからいろいろ教えていただいて、指名競争入札にしようと決めたところでございます。条件付きの一般競争入札です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

だから検討委員会の委員の皆さんにもプロポーザルでというような資料まで配って、一 般競争入札に変えるだとか、条件付きであろうが、そういうことをするということを未だ に説明していないわけですよ。

勿論権限は町長にありますから、町長が変えると言ったら変わるのですが、何で変えたのですかと。今までプロポーザルで、庁舎の建設もプロポーザル方式で行こうというふうになったのに、町長が一般競争入札に変えたわけですよ。何でかと聞いているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

一つは期間的なもので、プロポーザルだと何か3ヶ月から6ヶ月ぐらい掛かると聞きました。ですから時間的にはちょっと足りないのではないかということで変えさせた経緯がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長、本当にその場しのぎの答弁は止めて下さいよ。昨日の一般質問でプロポーザルだったら時間が掛かるって初めて聞きました。ありがとうございますと言っていたではないですか。時間が掛かるというのを昨日知ったのではないですか。その場しのぎの答弁をされてもらっては困りますよ。

じゃあ1月10日の臨時会の委員会審査の中で、総務課長にプロポーザルと一般競争入 札とトータルでいえば時間的にプロポーザルの方がもの凄く時間が掛かるのかどうかとい うような質問がありましたが、その時の答弁を総務課長がされていますので同じような答 弁をお願いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

1月10日の日の総務文教委員会での私の答弁では、多分竹内議員の質問だったと思います。その時に私が答弁したのは、一般競争入札であれば入札した時点で業者が決まりますということで、最低でも1ヶ月ぐらいで業者が決まるだろうということで答弁しております。

そしてプロポーザルであれば、やはり最低でも3ヶ月ぐらいは掛かるのではないかと思っております。しかしプロポーザルであれば業者が決まるときにはほぼ概略が決まっているのではないかということで、3ヶ月掛かっても3ヶ月後には大体の概略が決まっていて、業者がその時に決まると。

一般競争入札であれば業者は1ヶ月で決まりますけれど、その後概略を入札で落札された業者が考えるので、先を長くするか、後を長くするかということで違いがあるのではないかと、ですからそんなに一般競争入札とプロポーザルではそんなに時間的な差異ないの

でないかということを私は確かに総務文教委員会の中で答弁したと記憶しております。 以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長そういうところなんです。時間が掛かるからというのは答弁にならないわけですよ。 しかも、時間が掛かると町長が知ったのは昨日ですよ。昨日そういうふうに答弁されました。 1月10日の臨時会での町長の答弁についてとは全く食い違ってきた。

もう一度一般競争入札に変えた理由、何で説明しなかった理由を答えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

透明性の確保の為にだと、私はそのように認識しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何で予定価格を公表しないのですか。

臨時会の時に予定価格は公表しますかと私は聞きました。町長はしませんと言いました。 するのですか、最低制限価格も公表しますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

予定価格は予算書を見れば分かるかと思いますので、それで公表しないということだと 思います。それと最低制限価格は設けないということで透明性を図るということで認識を いたしおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

2分しかないのですが、最低制限価格を設けないというのはどういうことですか。何故 公表しないのですか。最低制限価格をきちっと設けないと、それなりの品質を保てないと、 だから最低制限価格というのを決めるわけですよ。そこを設けないのか動けないというの は何か利用が分りませんのでもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計業務におきましては委託業務でありますので、今現在でも最低制限価格というのは

設けておりません。工事に関しましては原材料とかの品質確保のために最低価格は設けておりますが、委託業務につきましては最低制限価格というのは今鞍手町では設けておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでも一般競争入札をするわけですか。委託業務、条件付きで。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

条件付きの一般競争入札を行いたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最低制限価格は設けない、でも設計業務ですから品質には関係ないと言われるかも知れませんが、極端に言えば1円でも札を入れれば、それで通って来るわけですよ。だからその辺も考えて、もう一つ何で建設検討委員会の委員に説明していないのかというのを教えて下さい。答申が終わった後も未だに一切説明していないでしょう。そのことについて、何でというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

検討委員会の委員さんにはまだ説明はしておりませんが、それは検討委員会の中でも選定におきましては透明性の確保ということは言われております。それを日にちは忘れましたが、12月の町長査定の時に内部協議をいたしまして、透明性の確保をするには一般競争入札で行こうということで決定しましたので、そのとおりしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般競争入札で行こうと決定しましたので、じゃなくて町長が決めるわけでしょう。 違うのですか。何処かで会議をして決めたのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長室の前の応接室でしております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

課長が申しましたように、内部協議で決めさせていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最終的には町長が決定ということでしょう。権限は町長にしかありませんので。いずれにしろきちんとした説明がないわけですよ。透明性の確保と言っていますが、プロポーザルは透明性の確保は出来ないのかといったらそうではありませんよ。此方の方が第3者の委員会も入って一番透明性の確保が出来ると私は思うのです。それを何で一般競争入札に変えないといけなかったのかというのが未だに分かりません。

先程も町長がきちっと説明できなかったではないですか。そのことについてもう一度お願いします。

それとお願いがありますが、先程の庁用車の関係で2万キロというようなお話もさせて もらいましたが、実際資料を見たわけではありません。ですから、これに関する資料を是 非議会に提出していただきたいというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の件は承知いたしました。

それと入札の件は、これはやはり私が先程申しましたように、近隣の首長さん、隣の宮若もそうですが、勉強させていただいて一番ガラス張りというか、透明性はどうなんですかと言ったら入札だということをお聞きしたものですからそのように決めた次第でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

宇田川議員の話しに私も質問したいのですが、通告を入れていませんので、通告書に従って質問をさせていただきます。

先ず初めに任期付職員の採用についてということで質問をさせてもらいます。

直方市の市長は弁護士の資格を持った市長さんです。

昨年弁護士を2人任期付職員として採用したということで新聞に載っておりました。採用の理由というのが、いろいろ書いてありましたが、行政に求められる役割が複雑化する

中、法律の専門的知識に基づいて検討、判断する必要があることからというふうに新聞に 書いてありました。

県内では、北九州市、福岡市、古賀市、糸島市についで直方市は5市目だそうです。

そこで任期付職員の採用について調べてみました。これは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのが平成14年の法律第48号で公布されております。で、各自治体は法律に基づいて条例を制定し、任期付職員を採用しているわけですが、あるインタビューがインターネットにありましたので、これを紹介させてもらいます。

人口とか財政規模は全然違うここは大きな都市なのですが、兵庫県の明石市の泉市長も 弁護士の資格を持っているそうです。

ここに任期付職員、ここは人数が多いのですが29年の12月時点で7人、それから30年の4月にも1人の弁護士の入庁が決まっているそうです。何故、弁護士を採用しているかについてですが、「大きなポイントとして地方の時代だと思っている。市民ニーズに対し、国を待つことなく自らの知恵を使って企画立案し条例制定する。そうした中で弁護士が十分活躍出来る時代だと思っている。

市民にとっては、費用はいらず相談に応じているそうです。それは払っている税金の枠内で相談に応じている。

ここから、これも泉市長が言っているのですが、「例えば債権回収では、市営住宅の家賃 滞納が殆どなくなった。何故か、弁護士が毅然と直ぐに裁判をして明け渡し請求するから。」 この先も私が言うのでなく市長さんが言っています。「行政がトロトロやっていて家賃を 払わないという悪循環を本来の姿に戻した。」

この任期付職員は、「他の行政職員と同じ仕事をしながら」これリーガルマインドと書いていました。「法律の実際の適用に必要とされる柔軟な、的確な判断を発揮するという状態になっている」そうです。「他の自治体もそろそろそういう方向に行ってほしい。」と発言されてありました。

どれだけ自治体があるのか調べて見たら、105の自治体があって、法曹界の有資格者の在籍状況ですよ。150人の方がいらっしゃるそうです。これは全部が全部大きな市とか、そういうところではありません。何々町、何々町、5つの町が、任期付職員で弁護士の資格を持った人が登用されています。

弁護士を職員として採用した多くの自治体からは5項目書いてあります。

「職員が問題を抱え込むことなく、自身と安心感を持って業務に取り組むことが出来る」 というふうに、後利便性というか、必要性というか、効果が4項目ほど書いてありますが、 これは割愛させてもらいます。

鞍手町におきましても、諸々の対応があるのはご承知のことだと思います。これもなかなか縮減されません。滞納額を縮減して自主財源の確保することも一つの方法だと思います。

また、それとは別に、今後の鞍手町のためにも弁護士の資格を持った任期付職員という

のは、私は必要な人材ではないかなとのことで今回質問させていただきました。

私は、この先の鞍手町に対してどんなふうになるのだろうかと不安に思っております。 これは私だけではないというふうに私は思っております。そういう声がありますから。

この条例を制定して高度の専門的な知識を持った任期付職員を採用して活用することについて町長はどのように考えられるか、思われるか、その辺を聞かせて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

先ず、今議員がおっしゃいましたことが重複するところがあるかと思いますが、任期付職員についてちょっとお話を申し上げたいと思います。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、先程議員がおっしゃいました3~5年の任期の常勤職員として、1つ目は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員。2つ目が、一定期間内に業務終了が見込まれる場合や、一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合に採用される職員。3つ目に、住民に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時における提供体制の充実を図るために採用される短時間職員の3種類に分離されておるわけでございますが、当然、町としても以前より、議員がおっしゃいますような必要性は感じております。今後しっかりと研究を行ってまいりまして、議員のご指摘のとおり、これからは加速して任期付職員に係る任用、例規整備に検討を進めていたと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

さっき言った法律の3条、4条、5条を言われたと思います。私は3条、高度な知識を 持つ職員を任期付職員として今後の鞍手町のためにも採用する考えはありませんかという ふうに質問したつもりだったのですが、今検討されるということでいいのですか。3条の 方ですよ、4条、5条ではないです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

弁護士さんとなると懐具合を調べなければいけないというのが課題かと思います。

今も内の顧問弁護士が、富士法律事務所というところがございまして、いろいろなことにおいては直ぐに電話をしたりとか、書類においては直ぐにファクスを流して確認をしてもらうとか、そういう業務もやっていないことはございません。ちゃんと弁護士と連絡を取りながらやっております。

ただ議員さんがおっしゃいますように、やはりそれは役場の中に常駐の弁護士さんがおられるということは本当にごもっともでいい話だと私は思っております。ですから、先程も申しましたように、前向きにその辺のところも検討していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

検討されると言われたからいいのですが、これは29年の9月議会で、ある議員が臨時嘱託職員について一般質問があっております。その時に町長は答えていますので覚えていると思いますが、非常勤職員、鞍手町、29年4月1日現在でいろいろな臨時、嘱託、もろもろを入れて108名。その時にたしか総務課長だったと思いますが、答弁されています。

その時に、質問議員が他の自治体においては臨時職員を継続して任用している自治体も あるが、本町でも知恵を絞ればどうにかなるのではないか。そういう質問をされています。

その時に町長は、これは法令上うちの条例には法律があるので法律を変えないと施行てきないと答弁されています。その条例、法律がさっき言った地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律ではないかなと私は思っております。

これは先程言いました、平成14年に交付されて、それから平成16年に改正されて、 先程言われましたが、4条、5条、業務量との関連部分と任期付短期時間勤務職員の2つ の部分が追加されています。

それから、この任期付職員について、平成26年7月4日付けの総務省の自治行政局公務員部長発という文書が発布せられていると思います。この中にいろいろ書いてありますが、一番下の方に、地方公共団体のおかれましても臨時、非常勤職員に替えて、任期付職員を採用する等、制度の更なる活用について検討をお願いしますという文書が来ていると思います。

それとは別に、平成28年12月27日付けで総務省、地方公務員の臨時、非常勤職員 及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書、これも来ていると思います。

この中には、臨時、非常勤の職の全てについて戸別的に検証を行った結果、職の中に常 勤職員と同様の本格的な業務を行う職が存在することが明らかになる場合がある。このよ うな場合には、各地方公共団体においては常勤、非常勤制度ではなく、本格的に従事する ことが可能である任期付職員制度の活用について検討することが必要であると、こういう 報告が研究会の報告書が出ています。

検討はされているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

熊井議員がおっしゃいますように、32年4月より、今度から会計年度任用職員という ふうな形で臨時職員も変わっていっております。それに伴いまして鞍手町も、議員がおっ しゃいますように任期付職員の制度を条例化して、その方向に32年4月より進んで行く ように今のところ、先程町長が申しましたとおり検討して行きたいと今のところは考えて おります。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

お尋ねですが、32年の4月を目標にということですか。これは各自治体を調べて見たら、こういう法律に基づいて条例を制定しているところは沢山ありますよ。そうして、いろいろな職の募集についても任期付職員の採用とちゃんとホームページに載っています。これは32年でなくてもっと早くに条例を制定して、これを嘱託職員から任期付職員に変えれるところは変えていった方が、これは雇われる方も条件がいいし、どうかしたら鞍手町に応募する人が少なくなる可能性がありますよ。嘱託職員と任期付職員は処遇が全然違いますから、これは早めに条例を制定した方がいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私も議員が言われている嘱託職員についてはちょっと疑問を感じたところもございます ので、早急に検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

早急に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

鞍手町立保育所統合に係る基本構想についてです。

この基本構想の中に平成29年10月には当町で初めどこの保育所にも入所出来ない待機児童が発生したと書いてありました。何処の保育所にもと書いています。

現在の定数は全部5つ合わせると400の受け入れ体制、定数があるわけですが、これの理由は何ですかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

待機児童につきましては、その状況については福祉人権課長に答弁させます。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、はじめに待機児童の定義についてご説明させていただきます。

待機児童とは、保護者の就労等の理由により、小学校就学前の児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であるとして、保育の必要性の認定を受け、保育所の利用を希望しているにも関わらず、いずれの保育所にも入所することが出来ない児童のことを指すものであります。

昨年10月に初めて待機児童が発生した理由は、児童の受入に必要な保育士の確保が難 しい状況によるものでございました。

町といたしましては、ハローワークや福岡県保育士就労支援センターへの求人登録をは じめ、県内の保育士養成校への求人情報の通知、町のホームページや広報での求人情報の 掲載等により、保育士確保に向けた努力を続けていましたが、その確保に至らず、本年3 月時点で15名まで待機児童が増加している状況であります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

保育士の確保ができなかったということですね。確保できなかった理由というのは分かりますか。近隣の市です。保育士の採用試験をしているのです。それから任期付職員の採用試験もしているのです。だからみんな良い条件の方に行きますよ。

先日新聞を見たら、県でも300何十人か400何十人ぐらい保育士が足らないということを書いてありましたが、嘱託保育士ではなく、嘱託保育士にした方が行政側とすれば賃金も安いし使いやすい、任期付職員にすると職員と同じ、ただ任期があるだけ3年間、伸ばして5年間。これを本当に確保しようと思うのだったらもう少し処遇の良いようにしないと保育士は集まらないと思いますよ。

言わせていただきますが、待機児童のない町として保育事業を展開して行くためには 云々と書いてあります。ただ、私にすれば統合するためにこじつけたのではないかなとそ のように感じるのです。

次の質問に移りますが、待機児童のない町として私立保育園を拡張し、町立保育所を私は1園としていますが、保育所ですから一所とかになるのでしょうが、雇用面、経営面での効率を図ると書いてありました。どのように雇用面、経営面の効率を図るのか、また保育所の現状を教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現在、町立保育所の職員数は正規職員13名、嘱託保育士19名、パート保育士12名、

嘱託調理師等4名、パート調理師6名、合計54名でございます。

児童数につきましては、剣第一保育所で75名、西川第一保育所で47名、古月保育所で59名、合計181名という状況でございます。

また町立保育所1箇所にするということについてのメリットにつきましてご説明をさせていただきます。

町立保育所を3箇所に分散して保育士を配置するより、同じ保育士数であっても1所に 集中して配置することで、より多くの児童の受入が可能となるものであります。

また、施設面においては、1か所に集中して整備費等を投入できることから、効率的に 施設を維持・改修していくことが可能なことでございます。

具体的には、基本構想の42ページ、お手元にありましたらご覧下さい。

統合保育所の施設整備方針にあります保育室の充実や、トイレの拡充、調理室の整備など、保護者アンケート等での要望を踏まえた施設整備を予定しております。

私立保育園については、保育所等整備交付金等の国の財源を活用して施設整備費を補助することで定員増を図っていく計画となっております。

このことから、公立保育所・私立保育園の取り組みにより、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろ説明いただきました。保育所の統廃合についてはいろいろな考え方があると思いますが、私は反対ではないのです。これは統廃合で1園なら1園にした方が私いいと思っています。

というのは、正規職員より非正規の方が多いのです、これではやっていけませんよ。1 箇所の保育所に所長を含めた職員が4人ですから、後は嘱託とかパートさんでしょう。これではやっていけないのが私は現実だと思います。

昔というか、私が仕事をしている時ですが、剣第2と西川第2、私が替わって民営化になったのですが、この時に私立保育所と町立保育所が互いに競い合ってより良い保育所にする。この場で私とその時は副町長、当時の議員さんはいらっしゃいますが、そういうふうにここで話しがなかなか決まらなかったのです。決まらなかったからそういう話をしてやっと民間に2つの園を移行した経緯があるのです。

私は私立と同じように、公立も私立について同じようにする必要はない。私の考えはそうです。町立は町立で良い面を出していけば、町立らしいところでお互い競い合って行けば私はいいと思います。

ただ現状では今の3園の正規職員数では出来ないのですよ、私は早く統廃合した方がい いと思っております。

ただ、先程言いましたように職員数が足りません。嘱託職員、パートさんの協力がない

とやっていけないのです、これは現実だと思います。

また、この基本構想の中でも現場の職員からは正職員を増やして欲しい。子どもの定数だけで保育所の人数を決めるのでなく、気になる子が増えてきているので対応が出来るようにして欲しいと。保育所の計算は最低基準、子ども何人に対して保育士1人、それで決めていると思いますが、実際に現場からはこういう声が上がっています。

また、鞍手町子ども子育て会議の町立保育所統合に係る基本構想の答申の付帯意見が載っていると思いますが、この中に正規保育士の雇用や処遇改善を図り、保育士不足の解消に努めて下さいと書いています。

今後として正規職員の採用とか、先程も何回も言いますが任期付職員としての採用、これは他の自治体でも保育士の確保に努力をしているのですが、保育士の採用は考えていないのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

保育園の件で嘱託職員で賄っているというのは非常にイレギュラーだと私も思っております。ですから、やはりきちっとした形で正職を入れてやるのが本筋だと思っております。 ですから入れるということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今、町長から聞きました。現場の保育士さん達も喜ばれると思います。なるべく早く採 用試験をできたらしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

保育所統合の候補地について。

この基本構想の中には古月保育所に設定ということが書いてありましたが、保護者にとって実際通っている保育所が一番通うのにも良いし、保育士も慣れた保育士が居るからいいとは思うのですが、これは保育所を古月に選ばれたのはいろいろ条件が書いてありました。バランス的なことも条件の一つの中に入っていると思いますが、ただ、古月保育所はご存じのように昭和54年建築です。平成7年に屋上の防水工事をしました。

その10年後は平成17年だったと思いますが、これは私が居たときですが、この時も 雨漏りがして防水工事をしてもらったのです。この時は補償期間があったから無償でして もらいました。

あの保育所、屋根を見られたら分かると思いますが、今後も雨漏りをする可能性というのは多分にありますよ。そして、あの保育所は保護者が車で出入りするには出入りしにくいのです。出るときも斜めになって出るので左右見にくい。そういう状況になっています。

それから遊戯室。定員が130名を予定していると書いてありますが、生活発表会とか

となると保護者は勿論ですが、おじいちゃん、おばあちゃんも見に行かれるのです。過程ですが130に入ったとして、これ以上増えるかも分かりませんが観覧出来るような遊戯室と思っておられます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先ず遊戯室、小学校で言えば体育館のようなものでございますが、今、若干言われている雨漏りもありますので、これも改修の中に考えている項目の一つでございます。

遊戯室の大きさにつきましては、130人入ったとして、絶対に入りきれるとは言い切れないとは考えておりますが、現状ではこの遊戯室を活用して利用したいというふうに考えているところでございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

これは絶対無理ですよ。私のところの子ども3人とも行っていたので、生活発表会など に行きましたが、その時でも多かったです。これは拡張するのはいいですが無理だと思い ます。

これは提案なのですが、総合福祉センター、32年度末をもって廃止するようにしていますが、私は総合福祉センターの方が良いのではないかなと思っております。

駐車スペースも十分にあって子どもが遊ぶ場所もあります。施設が広くて、明るくて、 冷暖房も効きます。面積は十分にあります。またふれあい棟、隣に体育館があります。雨 の日外で遊べない時はあの中で遊べるのです。それから生活発表会も十分にあの中では出 来ます。

私は総合福祉センターを廃止されるのであれば、あそこに保育所を持っていくべきじゃないかなと、調理室も広いのがあります。私はそのように思いますが、変更する予定はあるのか、検討する余地はあるのか、ここでは基本構想の中には入っていますが、その辺どんふうに考えられますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の気持ちはよく理解するところではございますが、いま町立の統合に係る基本構想を仕上げて進めておりますので、ちょっと難しいのではないかなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

確かにこの基本構想、古月保育所に選定と書いていますがよく考えて見て下さい。鞍手町の子どもです。次の世代を担う子ども達のためにと考えるのであれば古いところより新しい所、そういうふうに考えませんか。ただ保護者からすれば古月の保護者からすればちょっと遠くなります。だけどこれは室木、剣、みんな痛み分けですよ。

あそこは55号線から入りやすいし、是非検討するに、再興するに値するものだと私は 思いますが、もう一度なにかあれば答弁していただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように構想が出来上がっておりますが、再度、古月保育所を1回現場を見に行って中を見させてもらいました。先程議員がおっしゃいました人数等までは細かくは把握はしなかったのですが、町長になったときですから大分前ですからです。もう一度議員がおっしゃいますところは言っていいのかどうか、基本構想が。

○議長 星 正彦君

静粛にお願いします。

○議長 徳島 眞次君

古月保育所を出来かぎりきちっとした形で出来るようにして行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で熊井照明君の質問を終了します。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

散会14時59分

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録(第4号)													
		平成30年 3月14日											
招集場所		鞍手町役場議事堂											
		開会開議議長											
開閉会日時	4	区成30年 3月1	4日 4	午後 1 目	時00分	星	正彦						
及び宣告		閉 会	計 開 記	義		議長							
	4	区成30年 3月1	4日 4	午後 2 目	時37分	星	正彦						
	議席 番号					名	出欠 の別						
	1	熊井照明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢						
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須 山 日	紀生	出矢						
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出矢						
	4	宇田川 亮	出矢										
出席 13人	5	竹 内 利 一	出矢										
欠席 0人	6	田 中 二三輝	出矢										
欠員 0人	7	星 正彦	出矢										
	8	鯵 坂 省 治	出矢										
	9	栗田幸則	出矢										
	1 0	久保田 正 之	出矢										
会議録署名議 員	1 1	岡崎邦	博	1 2	須(山 由;	紀生						

職 務 出 席	議会事務 局 長	渡	辺	智	文	出	矢	議会局次		長	浦		良	出	矢
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出	矢
	副町長	冏	部		哲	出	矢	建設	課長	白	石	秀	美	出	矢
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	政策課	推進 長	三	戸	公	則	出	矢
	総務課長	藤	原	光	徳	出	矢	地域課	振興 長	立	石	_	夫	出	矢
地方自治法	福祉人権課 長	石	井	通	稔	出	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出	矢
第121条	税務住民 課 長	久保	:田	隆	_	出	矢	教育	課長	筒	井	英	和	出	矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢	保険課		松	永	憲	昌	出	矢
出席者の															
職氏名															
議事	日程					別	紙	の	٢	お	り				
付 議	事件					別	紙	0	と	お	り				
会議	経 過					別	紙	0	٢	お	り				

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月14日 午後1時開議

第4号		
日程第1	議案第5号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第6号	鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
		を改正する条例
日程第3	議案第7号	鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第8号	鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
日程第5	議案第9号	鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第10号	鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第11号	鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第12号	鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第13号	地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第14号	専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)
日程第11	議案第15号	平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
日程第12	議案第16号	平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第17号	平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第18号	平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第19号	平成30年度鞍手町一般会計予算
日程第16	議案第20号	平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
日程第17	議案第21号	平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第22号	平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
日程第19	議案第23号	平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
日程第20	議案第24号	平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
日程第21	議案第25号	平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
日程第22	議案第26号	平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
日程第23	議案第27号	平成30年度鞍手町水道事業会計予算
日程第24	議案第28号	地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更

日程第25 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更

平成30年3月14日(第4日)

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

まず町長より提出されております議案第29号の訂正をお手元に配布していますのでご確認下さい。

日程第1 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第4 議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を議 題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

来年度から国保税が県一本化にされるようになります。それで、今回いろいろと数字が扱われていますが、町民の国保税自体が、支払う額がどういうふうに変わって来るのか。中身がいろいろあります。医療費分、後期高齢者、介護分等ありますが、ぜひモデル世帯の国保税、モデル世帯と言えば、夫婦2人、子ども2人とかというのがありますが、そういったものも含めて、今、事細かに説明されなくて結構ですから、大体どういうふうに変わるのか。変わらないのか、そして委員会までにモデル世帯等の資料等を出していただけたらというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回、税率改正に伴う影響としましては、国保税全体の調定額で約1,340万円の増額となります。1人あたりの調定額で約3,300円増額となります。このため保険料の支払は年間10期払いとなるため、1回に支払う保険税は1人あたり330円の増額となり、低所得者、軽減世帯の方につきましては、その額から軽減がまた掛かるということになります。

均等割、平等割のみ、所得割についてはちょっと個人差がありますので分かりませんけれ ど、1人あたりの世帯、7割軽減の場合、介護なしの方で1,200円の増額。介護ありの 方で1,500円の増額。

一人世帯で5割軽減の場合、介護なしで2,000円の増額。介護ありで2,400円の増額。一人世帯で2割軽減の場合、介護なしで3,200円の増額。介護ありで3,800円の増額。

一人世帯で軽減が無い方につきましては、介護なし4,000円の増額。介護ありが4,800円の増額となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の部分は介護分じゃなくて全体のことを言われているのですか。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

モデル世帯は今必要でしょうか。

お答えいたします。

今のは全体の分で被保険者数で割り戻した数字でお答えしております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今すぐでなくて結構ですので、一応議案審査ですから、総務文教委員会に付託ではありませんけども、委員会審査までにぜひその資料を出していただきたいというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

申し訳ございません。資料はありますが、かなりモデルの数がありますので、どこを説明 していいのか、ある程度言ってもらったら出来るのですが。委員会の時に皆さんにお渡しす るようにしたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

モデル世帯ですから、いろいろな組み合わせがあると思いますが、モデル世帯ですから先程言いましたように夫婦2人、子ども2人だとか、一人世帯だとか、ピックアップして特に影響が出やすいところはどうなのかとか、一番そこに拘わる部分はどうなのか、拘わるというのは分かりますか。モデルですから、夫婦2人、子ども2人というところの世帯が多いのならそこが一番モデル世帯になりますので、そういうのを含めて、そこは課長にお任せしますのでよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第14号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

17款 寄附金及び18款 繰入金について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。 竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

この専決処分は1月10日の臨時会の時に出た補正予算の否決によって出て来たものと思います。実際にふるさと納税の返礼とか、そういうものが遅れが出たという話を聞いていますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

返礼品について遅れは出ておりません。ただ、12月に急増したふるさと納税の返礼品に対します各業者さんへの支払が1月26日払いになっておりますので、その段階で予算が不足しましたので、それの補正をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

只今議題となっています議案第14号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の22頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、22頁から33頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、32頁から43頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から49頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、50頁から57頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から21頁まで質疑はありませんか。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

19頁、土地売り払い収入が1,414万4,000円ほどあります。

これはいつ、どこの場所をいくらで何㎡売却したのか、また売却方法についてはどういう 方法で売却したのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

売り払い収入に関しましては5件あります。

- 1件目が小牧の藤郷を31万4,334円で売っております。面積は76.11㎡です。
- 2件目は中山西区用地1,718.62㎡を1,072万4,000円で売っています。
- 3件目は木月黒木の224㎡を201万8,240円。
- 4件目は八尋草場16.63㎡を14万7,840円。
- 5件目は新延六反田100.36㎡を93万9,369円で売っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

いつどこでというのがいつかは分かりませんが、売却方法についても競争入札で売却したのか、公募で売却したのか、特に2番目の中山西区用地1, $714 \,\mathrm{m}^2$ 、これはまとまった面積にもなりますし、その次の $224 \,\mathrm{m}^2$ についてもこれはやはり公募で公告をして売却をしたのか、一般競争入札でしたのか、このまとまった24件についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

〇地域振興課長 立石 一夫君

1件目の西区用地につきましては、以前売却しましたクレジールさんで、この場合は契約の中に2分の1売却、2分の1は10年間の賃貸借をしておりました。それは事業者の方から購入したいという申し出がございましたので、それを売却したということです。

時期については、正確な日にちは覚えておりませんが、11月ぐらいだったと思います。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 1 3 時 1 8 分 再開 1 3 時 2 0 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

すみませんでした。本物件は旧やすらぎ園の敷地として利用されていた部分でありまして、 平成25年度に払い下げ予定であったのですが、買い主の都合により先延ばしになっていた ものを平成29年度に払い下げを行っております。

これは、隣接地に町有地がありましたので、そちらの方に売買しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。 岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

今回の補正予算の中に遠賀ダイキュー運輸が破産手続きを開始して12月の4日に福岡地 裁に破産手続きの開始の決定をしています。

ここの土地を売却した際には買い戻し特約を付けていたと思います。こういう要するに早期の倒産があった場合には買い戻せるというための特約だったと思いますが、この補正予算の中にはどうも買い戻したというようなことが見受けられませんが、ここの遠賀ダイキューの土地についてはどのようになっていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

その土地に関しましては、今現在破産管財人とまだ協議をしておりますので、協議中でありますので今回買い戻し特約とかということで予算には計上しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

ということは、今回の予算にも付いていないということですが、次の30年度の当初予算 の方でまたお尋ねします。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

委員会で聞かれませんのでお尋ねしますが、提案説明の中で分かってはいるのですが、一般会計の繰入金、一般会計から1億327万3,000円。そして歳入欠かん補填収入が1億327万2千円減額になっています。

これは財政調整基金があると思うのですが、その財政調整基金はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

金額の中には財政調整基金は充てておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

私の考え方が間違っていたら指摘していただきたいのですが、通常こういうふうに歳入が 足りないから一般会計から入れる。その前に財政調整基金を、金額的には80万弱、79万 1,000なんぼだと思いますが、これを取り崩して尚足りない部分については一般会計か ら繰入れするのが順序ではないかなと思います。間違いがあれば指摘して下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

当然そのような形にはなると思うのですが、今回金額が大きな金額の繰入れになっておりますので一括でという形のことでやっています。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

それは理由にはならないと思いますよ。よその自治体でも財政調整基金を取り崩して0のところがいっぱいあるのです。順序とすれば先程言いましたように財政調整基金を取り崩して、なお足りない部分を一般会計から繰入する、これが順序だと私は理解しています。

金額の高ではないですよ。これを翻すような説明があれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 松永 憲昌君

申し訳ございません。それを翻す理由はございません。 確かにその方が本来の道筋ではないかと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算を議題とします。 まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の58頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、58頁から113頁まで質疑はありませんか。 宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

79頁、公用車管理費、81頁に町用車の関連で有料道路及び駐車場使用料等が入っていますが、一般質問の続きにもなりますが、もう一度確認の意味で質問させていただきます。

町用車自体を町長は福岡のマンションに迎えに来させたり、また送らせたりだとかは一切 これまでもありませんね。それを確認だけさせて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

昨日も述べましたように東京から帰って来た時に夜遅くなりますので、そのままマンションに送ってくれということはございます。

昨日も申しましたかと思いますが、懇親会等があって夜9時とか10時とかになるのです。 そうしました時には朝からずっと動いていますので、疲労が溜まっておりますので、帰るのがきついからということで送ってくれと、そういったことはございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の確認の意味で聞かせていただきました。

それと次に97頁、庁舎の関係ですが、1月の臨時会でこの継続費と書いていますが、5,000万円、これは否決されましたが、またそのまま予算を当初予算に載せてあるということはどういうことなんだろうかと思いますが、これも確認でお尋ねしますが、一般競争入札に変えて委託なので最低制限価格は設けないと総務課長が昨日お答えいただいたと思うのですが、一般競争入札にするということで最低制限価格自体はそのまま設けないということでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

昨日も申しましたように最低制限価格は設けないということでございます。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について 1 1 4 頁から 1 7 5 頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます。

5 款 労働費から 7 款 商工費について 1 7 4 頁から 1 9 5 頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます。

8 款 土木費及び 9 款 消防費について 1 9 6 頁から 2 2 1 頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について220頁から281頁まで質疑はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入にはいります。

14頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

14頁から57頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

先程もお尋ねしました遠賀ダイキュー運輸の土地の件です。

この一般会計の当初予算にも買い戻しをするというようなところがどうもないようですが、 今管財人と協議中ということで先程答弁がありました。

今後は特約を行使して買い戻す意志があるのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

いま管財人が入って協議中でございますので、今は答えることはこれぐらいにさせていた だければと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

特約を付けているわけですから、鞍手町が買い戻すということになれば当然管財人の方が それでということになるのではないでしょうか。協議は協議としてもちろんあるでしょうが、 鞍手町の意志がどうか、買い戻す意志があるかないかを今お尋ねしているわけです。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

今、うちの弁護士には話しております。それと当初あそこを売却するにあたって買い戻し 特約を付けたというのは、なぜ付けたのか理由がございます。

一つは、例えば、言い方は悪いのですが、産業廃棄物とか沢山ゴミの山みたいになったら困るとか、工場の廃液が出て公害を招くような業者さんが来たらいけないとか、そういう一つの抑止力になるように考えて一応買い戻し特約を付けたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

それはそれとして買い戻すことが出来るわけですから、特約を付けたということ自体が、不測の事態があった場合には、町長いう場合もそうですし、こうやって倒産した場合もおそらくは含まれるでしょう。そういったことを想定しての特約だというふうに思いますので、あそこは不動産鑑定評価額よりもかなり安く売却している経緯もありますので、地上構造物があるとか、その他いろいろと協議しないといけないことは当然あるでしょう。そういうことがあったにしても当然特約を行使して買い戻し、町の土地として新たな売却先を捜すなり、また公共用地として活用するなり当然考えて行くべきではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

一応、これは資本主義の当たり前の話ですが、土地を民間の方に売却して、民間の名義になります。遠賀ダイキューさんの名義になります。

それが倒産されて、じゃあ土地をすぐ買い戻しが出来るのかといいましたら、恐らく遠賀 ダイキューさんはそこの土地なり建物もありますが、その建物に対して銀行が抵当権設定を 多分やっていると思うのです。ですから、抵当権設定の関係がありますので、先程申しまし たように、弁護士を通じて今協議中でございますということでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第19号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会 を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は議長を除く議員12名で構成する予算特別 委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩13時36分

再開14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をさせていただきます。

予算特別委員会委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題と します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

鯵坂省治君。

○8番 鯵坂 省治君

歳入で70万7千円ほど上がっておりますが、現在の件数と残高を分かりましたらお願い します。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

件数は6名の方でございます。償還額につきましては2,232万8,606円でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別 会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

11頁、くらて病院貸付金が2,000万円あがっています。

これは何のための貸付かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

この貸付金につきましては、医療器機等の整備の貸付金となっております。

事業費としましては、この貸付金と合わせ4,000万円となっておりますが、整備する 器機といたしましては、ベッドサイドモニター、膀胱内視鏡システム、炭酸ガスレーザー治療器、一酸化窒素ガス分析装置、就業監視システム、温水発生器、下肢関節屈伸装置などというふうになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

続いて同じく11頁です。くらて病院建設改良費負担金が2,000万上がっています。 これについては何の負担金かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この負担金につきましては、今お答えしました医療器機の貸付金の内訳としまして、先程申しました貸付金が2,000万と、それからこの負担金2,000万合わせまして合計で4,000万円の医療器機購入事業となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

この30年度の貸付金特別会計予算の中には、昨年は病院の実施設計分が含まれていましたが、今年度については、それは含まれていないということでよろしいですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 三戸 公則君

この当初予算には含まれておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しま した。

次に、日程第23 議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を議題と します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変 更を議題とします。

質疑はありませんか。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

この議案については先日の一般質問の中でも質問させていただきました。

その質問の際に、町長が「近未来」のこと、また「たられば」のことについては答弁できないということで答弁を拒否されています。

その際に私は指摘をさせていただきましたが、この議案自体が27年度の実績値以外は32年の目標値、そして数字が上がっているわけです。目標値イコール「近未来」の「たられば」なんですよ。そういった議案になっています。

例えば、内科常勤医の先生が31年度で5人になったら1日平均入院患者数はこうなるだろう、又は医業収益はこうなるだろう。または純利益はこうなるだろうということで、全部なったらこうなるだろうという期待値というか目標値ということになっているわけです。

32年度においても同じように、医師が7人になったらこうなるだろうと、こういうことでこの議案は出来ています。

町長が「近未来」のこと、又は「たられば」のことで答弁できないということであれば、 町長はこの議案を提案した時にご審議の程、ご協賛よろしくお願いいたしますと最後には言 いますが審議できませんよ。

「たられば」のことを答弁できないような議案に対してどう審議するのですか。そのこと について町長はどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

あれは一般質問の中だったと思いますが、くらて病院の状況は正常化とは言い難いがということで「たられば」の話ということで申したつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

また自分が、どういう時に言ったか覚えていないみたいですが、私が30年度では3億3,800万の赤字になると。31年度では同じように先生が5人にならなければ、30年度と大差なく3億円ほどの赤字が出るのではないかと。32年度でもそうではないですかと。合計32年度では10億円の赤字になるのではないですかと尋ねた時に、町長は「近未来」のこと、「たられば」のことについては答弁できないと言ったのですよ。そういうことを言ったではないですか。覚えているか覚えていないか分かりませんが。だからその「たられば」の

こと「近未来」のことについては答弁できないと言うならば、これは一般質問の際も言いましたが、この議案自体が「近未来」のことであり、「たられば」を基準にして出来ている議案ですよということで私は言っているわけです。

ですから先程言ったように「たられば」「近未来」のことに町長は答弁出来ないような議 案であるなら、この議案自体が審議出来ないと。また協賛なんか出来るわけないじゃないで すか。だからどう考えているかというふうに尋ねたわけです。もう一度答弁して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 德島 眞次君

私は先程言いましたように、くらて病院の正常化がということの意味合いで申したつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長、先程岡﨑議員が質問しましたように「近未来」「たられば」ということは、いま病院 の正常化ということに拘わって発言されていないと思います。

答弁については正確を期すためにもう一度その時の状況も含めて、まとめて答弁していた だかないとこれ以上審議出来ませんので、よろしくお願いします。

しばらく休憩します。

休憩 1 4 時 2 5 分 再開 1 4 時 2 8 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の11番議員 岡﨑議員の質疑に対して再度町長から答弁を求めます。 町長。

〇町長 徳島 眞次君

先程、岡﨑議員の私の「たられば」云々という話につきましては、本当に誤解を招く言い 回しをしたことにつきましては本当に申し訳なく思っております。

ただ、この第2期中期計画なんですが、新病院に向けてのどうか皆様方にご審議をよろしくお願いしまして、そして町民の皆様方のためにも新病院に向けてどうかご審議のほどよろしくお願いをいたしたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

「たられば」については謝罪したいということですから受け入れます。

この第2期中期計画については、今回の変更はもちろん新病院の建設についてのこともありますが、要するに予算又は収支計画、ここが大きく悪化するというようなことがあっての変更だというふうに思っています。

それで一般質問の中では医師の確保について、又は確保できなかった場合にはどういうふうになるかというようなことで質問をさせていただいています。

30年度については1.4人ということで、内科常勤医の数が示されていました。これは私の答弁から総務課長の方で答弁をいただいていますが、31年度については5人と。32年度については7人ということで目標値が設定されていますが、医師の確保について尋ねたときに、今のところ見通しが立っていないと、又そういった内諾も得ていない、全くのそういった状況の中であれば、これは30年度と同じように31年度の医師の確保も難しい状況ではないかなということで一般質問の中で尋ねたわけです。

30年度については3億3, 800万円の赤字が出るということであれば、31年度についても30年度と大差なく3億円以上の赤字が出るのではないかなと。また32年度についてもやはり医師の確保が難しければ同じように赤字が出るのではないかなということで、32年度の末には、おそらく10億ぐらいの赤字になる可能性もあるのではないかなということで一般質問の中で質問しました。

ですから、医師の確保が本当に難しい状況であれば、こういうことも想定されるわけです。 だからそのことを認めていただいた上で、今度は30年度末に、1年後ですが、そのときに やはり私が想定したような状況になった場合には、この中期計画の見直しをサイドすること もあり得るのかどうか、これは要するに想定とされた私の経常収支の悪化を認めた上での話 ですからそこについても答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然のことながら、その時点では見直しは必要かと存じます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今回の中期計画によりますと、29年度4億近い黒字から、見ての通り純利益が3億近い 赤字になるということでございますが、この原因はなんだというふうにお考えですか。町長 お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

やはりお医者さんの招聘が間に合っていないという部分だと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

その通りです。原因を作ったのは調査特別委員会の報告書にもあったとおり、町長ご自身の不当な介入といったのが原因であるということについて、今大変多くの患者さん達がお困りなっている、そのことについて謝罪等を求められている一般質問等でございます。

それに対して貴方はまだ何ら実行していないが、この件について今どのようにお考えですか。お答え下さい。「近未来」的な話ではないですよ、今の貴方のお気持ちをお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 德島 眞次君

町民の皆様、そして患者さんの皆様方にご迷惑をお掛けしているという部分については本 当に申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

当たり前のことですよ。その程度で謝罪が終わっているというふうに思ってもらっても困るし、今回の議会の中で一般質問の折に、政治生命を懸けて云々と聞いた時に、「近未来」的なことで答弁が出来ないと言った。そしてまた先程も岡﨑議員の質問と同じような形の議案を出して、今回何回謝罪をし、発言を撤回しましたか。貴方ご自身の、町長としての資質がない、思い付きですぐに答える。きちんとした答えを出さない。そういったことが原因だというふうに思いますが、この中期計画は非常に厳しいものがあるというふうに私自身は思います。

貴方自身が誠心誠意を込めてしっかりと病院を立て直すのだというふうに思うのであれば どういったことが必要だというふうにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今は河野理事長先生にご尽力をいただき医師の確保に努め、有利な財源である過疎債が認められている内に、新病院を建設し、町民の皆さんと、

○議長 星 正彦君

田中議員答弁中ですから。

〇町長 徳島 眞次君

新病院を建設し、町民と地域住民の皆様に安全・安心な医療サービスを提供できる体制を 構築していくことが、今私が果たすべき責務だとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から22日までの8日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会14時37分

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録(第5号)												
	平成30年 3月23日											
招集場所		鞍手町役場議事堂										
		開	新 開	義		議	長					
開閉会日時	<u> 7</u>	☑成30年 3月2	3日 4	午後 1 🛭	時00分	星	正彦					
及び宣告		閉 会	禁 開 詞	義		議長						
	<u> </u>	☑成30年 3月2	3日 4	午後 1 目	時52分	星	正彦					
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 :	名	出欠 の別					
	1	熊 井 照 明	出矢	1 1	岡崎邦	博	出矢					
出席及び	2	須 藤 信一郎	出矢	1 2	須 山 目	自紀生	出矢					
欠席議員	3	川野高實	出矢	1 3	須 藤 敏	夫	出矢					
	4	宇田川 亮	出矢									
出席 13人	5	竹 内 利 一	出矢									
欠席 0人	6	田 中 二三輝	出矢									
欠員 0人	7	星 正彦	出矢									
	8	鯵 坂 省 治	出矢									
	9	栗田幸則	出矢									
	1 0	久保田 正 之	出矢									
会議録署名議 員	1 1	岡崎邦	博	1 2	須(山 由;	紀生					

職務	議会事務	渡	辺	智	文	出	h		事務	長	浦		良	出夕	7
出席	局 長	段)/1	乍	<u>X</u>	Ш	/	局炎	大長	又	佣		尺	ШЭ	7
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	櫻	井	順	子	出力	₹
	副町長	冏	部		哲	出	矢	建設	課長	白	石	秀	美	出夕	₹
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	政策課	推進 長	三	戸	公	則	出夕	÷
	総務課長	藤	原	光	徳	出	矢	地域 課	振興 長	立	石	_	夫	出夕	₹
地方自治法	福祉人権課 長	石	井	通	稔	出。	矢	上下課	水道 長	原		敏	勝	出夕	₹
第121条	税務住民 課 長	久保	·田	隆	_	出	矢	教育	課長	筒	井	英	和	出夕	₹
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢	保険 課		松	永	憲	昌	出夕	₹
出席者の															
職氏名															
議事	日程					別	紙	D	と	お	ŋ				
付 議	事件					別	紙	0	٢	お	Ŋ				
会議	経 過					別	紙	0	ک	お	り				

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月23日 午後1時開議

		J,	ЛДОН	一及工时用哦
第5号				
日程第1	議案第9号	鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例		
			(民生産業	委員長報告)
日程第2	議案第10号	鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
			(民生産業	委員長報告)
日程第3	議案第11号	鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する	条例	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(民生産業	委員長報告)
日程第4	議案第12号	鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例	(F <u>1</u>	
	H3X/\\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	N 1 . 1 IBM AERIKM 1.5 HAG SYEE) ON MI	(早生産業	委員長報告)
日程第5	議案第13号	地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を		
口住分り	成 余分10万	地力低並行政伝入へり、例如計画安貞云末例の 即を		
П 1П <i>М</i> 0	=±+++++10 □			委員長報告) 、
日程第6	議案第16号	平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予		
			, , ,	委員長報告)
日程第7	議案第17号	平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算	(第2号)	
			(民生産業	委員長報告)
日程第8	議案第28号	地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更		
			(民生産業	委員長報告)
日程第9	議案第29号	地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部	変更	
			(民生産業	委員長報告)
日程第10	議案第14号	専決処分の承認 (平成29年度鞍手町一般会計補正予	算第7号)	
			(総務文教	(委員長報告)
日程第11	議案第5号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(総務文教	(委員長報告)
日程第12	議案第6号	鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁		
H 177/412	13X/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	を改正する条例		(委員長報告)
日程第13	議安 第7早	鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改		
口生为10	成米分・ク	牧子型		」 (委員長報告)
□ 1□ /// 1 4	光中然 0 日	サイト・サイル ナックタ ないかっ カッ・ルナー・フタ なし	., - , ,	(安貝文報百)
日程第14	議条男♂万	鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例		. 40 = +11 + \
_ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	~\\\\ -		(総務乂教	(委員長報告)
日程第15	議案第15号	平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)		
			(総務文教	(委員長報告)
日程第16	議案第18号	平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	補正予算(第3号)
			(総務文教	(委員長報告)

日程第17 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算

(予算特別委員長報告)

日程第18 議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第19 議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第20 議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第21 議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

(民生產業委員長報告)

日程第22 議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

(民生産業委員長報告)

日程第23 議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第24 議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第25 議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第26 意見書第1号 家族介護はもう限界です!

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

日程第27 陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料(税)引き上げなどの負担増を 行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情

(民生産業委員長報告)

日程第28 閉会中の継続事件

平成30年3月23日(第5日)

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第9号から日程第9 議案第29号までの9件を一括して議題とします。 本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例。

議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更。

議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第10号について討論はありませんか。 宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本年4月から国民健康保険が市町村から県単位化になります。このことにより今でも高すぎる国保税を値上げしないよう再三に亘わたり要望してきました。また法定外繰入れなど、 町独自の施策を福岡県に対しても認めるように町長に要望もして来ました。

ところが、福岡県が出した試算では、値上げ幅はゼロだったにもかかわらず、町独自で国保税の値上げを実施しようとしています。夫婦2人、子ども2人のモデルケースでも1世帯1万4,600円もの値上げとなっています。どのケースで見ても値上げです。年金も切り下げられ、4月から水道料金も上げられようとしています。

県単位化に乗じて国保税も値上げしようとする議案第10号には断固反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第29号について討論はありませんか。 岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更について討論を行います。

今回、この議案には病院の新築移転に要する費用として65億円を超える財源を鞍手町から借入れることを想定して資金計画が変更されています。また、新病院建設のための事業内容も新たに加わり記載されています。この中期計画の変更が認められれば、くらて病院整備基本構想に沿って新病院建設に向けて前進することになります。

河野理事長を始め、病院関係者の方達の新病院に対する耐震化や病院の正常化に向けて建 替えによる施設整備が必要な状態であることは、私自身も十分理解しています。

しかしながら、くらて病院の現状は整備基本構想を策定した当時からは一変しています。 安定した経営を続けていた病院が徳島町長のくらて病院に対する権限を逸脱した不当な介入 により、内科常勤医師6名が退職するに至っています。未だ内科常勤医師確保の目処が立た ず、4年間の中期計画のうち30年度から32年度までの3年間で経常収支が急速に悪化し、 経常収支の累積額が4億7,600万円の黒字目標から2億9,000万円の赤字へと7億 6,600万円もの大幅な業績の悪化が見込まれることから、予算や収支計画も変更せざる を得なくなっております。

さらに、内科常勤医師6名が退職することになったことで、業績の悪化だけでなく、整備

基本構想を策定した当時の診療機能の強化策や診療科、収支計画に至るまで中身を見直す必要があると言わざるを得ない事態に陥っています。

このような事態に至った原因の全ては、徳島町長のくらて病院への不当な介入によるもので、内科常勤医師確保の見通しが立たず、業績は大幅に悪化する見込みで、病院経営に甚大な悪影響を及ぼしています。

私自身、病院の建替えは以前から早急に取組むべきとの考えでしたが、このまま医師の招 聘ができない状況が続けば、業績はさらに悪化する可能性もあります。

このように先行きが見通せず、病院の経営環境が急速に悪化する状況の中で、65億円以上を鞍手町から借入れ、新病院建設を進めることは財務体質を悪化させ、病院経営を圧迫することに繋がり、無謀だと言わざるを得ません。

従って鞍手町やくらて病院の将来を考えれば、いろいろな事情があるにせよ、現状、医師の確保もままならない状況にあり、先行きが不透明な現時点で承認することは難しく、残念ではありますが、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更には賛成しかねます。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じく議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更について反対計論を行います。

今回の計画変更は、くらて病院が不正常に陥ったために行われるものです。そしてその根本原因を作った徳島町長が未だに謝罪会見もせず、辞めて行く医師らが悪いような答弁を再 三されています。

徳島町長が言う裏金問題がどのくらいの規模なのかは分かりませんが、町長が根本原因となってくらて病院に数億の赤字をもたらすのは間違いありません。議会ではくらて病院が正常運営になるまでは病院建替えは見送るべきという内容で付帯意見も付けています。

新病院が医師招聘の起爆剤になるとしても、それができなかったときは多額の債務を負う ことになるわけですから、中期計画の見直しには賛成できません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更に対し賛成の立場で討論に参加いたします。

地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会の報告にもあるとおり、 くらて病院の内科常勤医師等を辞職に至らしめ、くらて病院が従前の医療提供が出来ない状 況に陥った全ての責任は徳島町長にあると結論付けております。

くらて病院が中期計画の変更を余儀なくされた元凶は徳島町長の自分本意な不当介入にあり、4億の黒字が3億近い赤字になることに対し、徳島町長の無責任な一連の言動は許し難く受け入れることができません。

現在くらて病院は、独自に理事長を中心に鞍手町の地域医療を守るために内科常勤医師の 招聘に尽力されていることは十分に理解し感謝しております。

鞍手に居住しているからこそ地域医療の重要性を理解しています。また鞍手に居住しているからこそくらて病院の重要性を理解しています。

病院並びに地域医療の再構築を願っていることには偽りはありません。

熟慮に熟慮を重ねた結果、くらて病院は独立行政法人であることを考慮し、くらて病院のこれからの安定化を目指し、地域医療を守るために紛争しておられるくらて病院のためにも 徳島町長の身勝手な行動と中期計画の変更とを切り離して判断すべきであるとの結論に至りました。

ただし、徳島町長の身勝手な不当介入が招いた結果は許されざるものであり、小なりとも 町政を担う政治家として自らが招いた結果責任を徳島町長は取るべきである。

このことを申し添え議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変 更の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例 を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第14号から日程第16 議案第18号までの7件を一括して議

題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第14号 専決処分の承認 (平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例。

議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)。

議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。 本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり承認されました。 次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第19号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。 久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第19号 鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

本予算は、町長が目指す「魅力ある住みたい町、老若男女すべての人が笑顔で暮らせるま ちづくり」のための予算と言われています。

しかしながら、12月での辞職勧告決議も真摯に受け止めず、1月の臨時会で否決された 一般会計補正予算についても何ら検証もせず、そのままの予算を当初予算に組み込んでいま す。このことは、町民や議会をないがしろにし、町長独断の予算編成と町政運営と言わざる を得ません。

徳島町長への不信任の意味を込めて反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対する賛成討論をいたします。

国も地方も依然として厳しい財政状況が続いており、本町におきましても行財政改革の一層の取組が求められているところであります。

また、議会におきましても住民の代表として予算の計上、執行についてチェック機関としての役割を十分果たして行く必要があります。徳島町長におきましては、くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会で明らかにされた部分については真摯に受け止め、反省すべきは反省し、町民の生命と地域医療を担うくらて病院の正常化に向けた取組みが望まれているところであります。施政方針の中で述べられたとおり、くらて病院の河野理事長と連携を図りながら1日も早く立直しをお願いするところであります。

そして2期2年の徳島町長が町民の付託に答え、「鞍手町を住みたいまち、すべての人が笑顔で暮らせるまち」の実現に向け、日々全力で取組んでいる姿勢は評価に値すると考えております。

今回のこの平成30年度一般会計予算には、徳島町長のまちづくりに対するこれまでの思

いと、これからの意志が反映されたものであると思います。その表れとして、町民を守るための防災拠点となる庁舎等の建替えを推進するための関係予算が計上されています。

先の1月10日の臨時議会でこの関係補正予算は否決となりましたが、29年度12月議会で私と他の議員が入札等の透明性を一般質問で訴え、プロポーザル方式から条件付一般競争入札に変更されたことは評価しています。

また、これまで大雨による越水に悩まされてきた準用河川六田川の治水対策に関する予算や、町内各地域で課題となっている空き家対策に関する予算など、町民全体の安心・安全のための予算が計上されています。

また、町の活性化については、昨年12月議会において議決した総合福祉センター福祉棟の廃止後の利活用については、鞍手町のみならず国内外の様々な分野で大きな影響と発展が期待されるブロックチェーン技術の開発に寄与する施設として生まれ変わるための予算が計上されています。

住民福祉については、高齢者福祉の向上に繋がる夕食配食サービスである食の自立支援を 週2回から最大週7回まで拡充する予算も計上されています。さらに子育て支援については、 公立保育所と私立保育所がそれぞれの役割分担を明確にし、保育を必要とする保護者のニー ズが多い私立保育所に対して施設拡充を支援するための予算も計上されています。

教育については、教育環境を整えるため老朽化で雨漏りがする古月、新延、室木の3つの 小学校の屋上防水工事費や中学校では生徒の英語教育拡充のための予算が計上されています。

さらに小学生、中学生の成長を支える学校給食のより一層の安全と安定性を図るため、調理業務及び配送業務の民間委託予算も含まれており、これからの鞍手町を担う子ども達の成長を支える重要な予算が計上されています。

徳島町長の姿勢が問われるのかも知れませんが、町長、議会のための予算ではなく、町民のための予算であり、本予算案は町の厳しい予算の中、役場の職員みんなで数ヶ月かけ町民の皆さんのために作り上げてきた予算案であります。

これまで述べたことを踏まえ、議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算は総合的 にバランスの取れた予算編成となっているうえ、鞍手町民の生活に直結し安全・安心なまち づくりを推進する大変重要な予算となっております。

従って、賛成の立場で討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論に参加します。 平成30年第2回鞍手町議会定例会における一般質問及び議案質疑において、徳島町長は 不的確な発言を行い謝罪を繰返すなど議会運営を阻害した。

これは著しい議会軽視であり、そのほかの何物でもない。また地方独立行政法人くらて病

院運営の正常化に関する調査特別委員会において委員長を拝命し、その職務遂行中にあたかも徳島町長に対し「パワハラ」を行ったかごときの発言は、私の政治生命を脅かすものである。私が犯罪者ともとれるこの発言は、議員として侮辱されただけでなく、議員としての名誉を著しく侵された。町民の方から付託を受けた議員を侮辱したことは、すなわち鞍手町民を侮辱し愚弄したこととなる。

このような、度重なる徳島町長の軽々しい言動や著しい議会軽視、更には徳島町長の自分本意な一連の行政運営に対し、平成29年鞍手町議会12月定例会において、行政の長としての資質に欠くことを理由として、徳島町長に対する辞職勧告を決議し、鞍手町議会の意思表示を行ったが、徳島町長の態度は辞職勧告決議を軽視し何らの反省もなく、議会を愚弄し続けていると言わざるを得ない。結果、徳島町長自らが一連の態度は行政の長としての資質に欠くことを自らが明らかとするものである。

鞍手町議会は徳島町長に対する辞職勧告を決議したことを重視し、また本人の町政に対する姿勢が全く改まらない現状を踏まえ、重要議案であることは十分に理解承知しているが、 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算を認めることは到底できない。

町民生活に支障を来すことは遺憾ではあるが、その全ての責任は徳島町長に起因する。このことを申し添え反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って原案について採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」小数)

挙手少数です。よって議案第19号は否決されました。

次に、日程第18 議案第20号から日程第22 議案第25号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計 予算。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第23号から日程第25 議案第27号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。田中総務文教委員長。

〇6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第26 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。 田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

意見書第1号 家族介護はもう限界です!

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。

別紙意見書(案)を提出する。

平成30年3月23日提出。

提出者 鞍手町議会議員 田中二三輝君。

提出者 同上 須藤 敏夫。

提案理由。

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により 提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 家族介護はもう限界です!

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27 陳情第1号を議題とします。

本陳情は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料(税)引き上げなどの負担増を 行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情。

本委員会は、3月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会 議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料引き上げなどの負担増を行わず、 社会保障制度としての機能の充実を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料引き上げなどの負担増を行わず、 社会保障制度としての機能の充実を求める陳情を採決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」少数)

挙手少数です。

よって陳情第1号は不採択にすることに決定しました。

次に、日程第28 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審議する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これを持って、平成30年第2回定例会を閉会します。

閉会13時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 岡崎邦博

議員 須山由紀生

鞍手町議会 議 長 星 正 彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業
	委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、
	地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員
	会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及
	び議長の諮問に関する事項
地方独立行政法人くら	地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査
て病院運営の正常化に	
関する調査特別委員会	
議会広報編集調査	議会広報編集及び調査
特別委員会	